

東京都社会福祉審議会 検討分科会(第1回) 会議録

I 会議概要

1 開催日時 令和元年5月15日(水) 午前10時00分から

2 開催場所 第二本庁舎31階 特別会議室23

3 出席者 【委員】

小林分科会長、山田(昌)副分科会長、秋山委員、井上委員、琴寄委員、筒井委員、中村委員、山田(広)委員、和気委員、栗田臨時委員、久留臨時委員、高橋臨時委員、藤原臨時委員、松田臨時委員、室田臨時委員

(以上15名)

【オブザーバー】

平岡委員長

【都側出席者】

福祉保健局幹事・書記

4 会議次第

1 開会

2 検討分科会委員紹介

3 分科会長の選任

4 審議

2025年以降の将来を見据えた東京の福祉施策のあり方について(委員発表)

(1) 山田昌弘委員 格差社会の進展と「家族主義」の限界

(2) 室田信一委員 「地域の支え合い」が本当に成立するために

(3) 久留善武委員 介護現場における人材確保への対応について

5 閉会

○森田企画政策課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから東京都社会福祉審議会の第1回検討分科会を開会いたします

本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。私は、書記を務めさせていただいております東京都福祉保健局企画政策課長の森田と申します。よろし

くお願いいたします。座って進行させていただきます。

議事に入る前に何点かご連絡をさせていただきます。

まず、委員の皆様の出欠状況でございます。到着が遅れている委員もいらっしゃるよう
でございますけれども、本日もご出席のご連絡をいただいた委員は15名でございます。本
会の委員総数は16名でございますので、委員総数の半数以上という定足数に達している
ことをご報告いたします。

続きまして、会議資料のご確認をお願いしたいと存じます。

本日の分科会は、タブレット端末を活用したペーパーレス会議で実施いたします。委員
の皆様はお手元の端末をご覧ください。端末の操作は各自でも可能でございますけれども、
必要に応じて事務局が操作をする場合がございます。

端末に収録しております資料を順にご紹介いたします。なお、傍聴の皆様には同じもの
を紙で配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

まず、会議次第でございます。資料1が、検討分科会の委員名簿、それから、検討分科
会の幹事・書記名簿でございます。それから、資料2が会議の公開の基準について。それ
から、資料3が、意見具申までのスケジュール案でございます。

それから、以下、本日も発表いただく委員の資料でございます。

資料4が、山田昌弘委員の資料でございます。

資料5が、室田信一委員の資料でございます。

資料6が、久留善武委員の発表資料となっております。

ご発表は着席のまま、タブレットを操作しながら行っていただきますので、お聞きいた
だく際は、お手元のタブレットの画面をご覧くださいますようお願いいたします。

続きまして、参考資料でございます。こちらは机上に配布をしてございます紙の資料で
ございます。

参考資料1が、松田京子委員からご提供いただきました資料。

それから、参考資料2が、前回の総会におきまして平岡委員長からご提案いただきまし
た審議テーマに関するメモでございます。

参考資料の3は、青色のファイルに綴っておりますが、検討分科会の議論の参考のため
に事務局で作成いたしました基礎資料集でございます。

以下は、冊子の資料でございます。

まず、白色の冊子で第20期の意見具申でございます。

それから、次のカラーの表紙の冊子でございますけれども、都民の皆様に向けまして、福祉保健局の今年度の取組をお知らせするために作成いたしました「2019 東京の福祉保健」、次のクリーム色の冊子が、福祉保健局の重要施策を冊子にまとめました「東京の福祉保健2019 分野別取組」でございます。

資料の確認は以上になります。ご確認をお願いいたします。

続きまして、会議の公開についてご説明をいたします。当分科会は審議会に準じて公開となっております。本日は、事前にご連絡をいただいた傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせをいたします。

なお、当分科会の議事録は、東京都のホームページで公開させていただきますことを申し添えさせていただきます。

それでは、委員の紹介でございます。

本日は新たな分科会の発足でございますので、資料1の分科会の委員名簿に沿いまして、ご出席の委員の皆様を順にご紹介をいたします。

秋山正子委員でございます。

井上由起子委員でございますけど、1時間ほど遅れてご到着とのご連絡をいただいております。

琴寄陽子委員でございます。

筒井孝子委員でございます。

中村真佐子委員でございます。

山田広行委員でございます。

山田昌弘委員でございます。

和気純子委員でございます。

続きまして、臨時委員の皆様をご紹介いたします。

栗田主一委員でございます。

久留善武委員でございます。

小林良二委員でございます。

駒村康平委員でございますけど、本日ご欠席でございます。

高橋紘士委員でございます。

藤原佳典委員でございます。

松田京子委員でございます。

室田信一委員でございます。

また、オブザーバーとして当分科会にご参加をいただいております、平岡公一委員長でございます。

栃本一三郎副委員長でございますが、本日ご欠席でございます。

次に、幹事・書記をご紹介します。

福祉保健局企画担当部長の奈良部でございます。

総務部福祉政策推進担当課長の永山でございます。

医療政策部医療政策課長の鈴木でございます。

保健政策部保健政策課長の富山は欠席でございます。

生活福祉部計画課長の新内でございます。

高齢社会対策部計画課長の坂田でございます。

少子社会対策部計画課長の新倉ですが、少し遅れております。

障害者施策推進部計画課長の渡辺でございます。

次に、分科会長の選任についてでございます。東京都社会福祉審議会規程第4条第1項により、当分科会に委員の互選による分科会長を置くということになってございます。委員の皆様から、立候補又はご推薦はございますでしょうか。

たぶんいらっしやらないのかなと思いますので、事務局の方からご推薦をよろしければさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

当審議会の委員として長年ご尽力され、前期の審議会でも副委員長をお務めいただき、当審議会に造詣の深い小林良二委員にお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○森田企画政策課長 ありがとうございます。それでは、拍手によって承認させていただきましたので、小林委員に分科会長をお願いしたいと思います。

早速ですが、分科会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

○小林分科会長 ただいまご指名いただきましたので、分科会長を務めさせていただきます。微力ですが、どうぞよろしく願いいたします。

○森田企画政策課長 ありがとうございます。

それでは、これから先の議事進行は、小林分科会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小林分科会長 それでは、最初に副分科会長の選出をさせていただきます。

東京都社会福祉審議会規程により、副分科会長は分科会長が指名することとなっております。ぜひ、山田昌弘委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 ありがとうございます。後でご挨拶いただくようなことがあるかと思えますので、よろしくお願ひいたします。

それから、当分科会につきましては、先程事務局から説明がありましたとおり、審議会に準じて原則公開となっております。公開の基準につきまして、詳細は資料2のとおり定めたいと思います。よろしいでしょうか。

今後のスケジュールについてですが、資料3にございますように、検討分科会及び起草委員会を開催して作業を進めた上で、年度内に審議会として意見具申の内容を取りまとめ、東京都に提出することを予定しております。

委員の皆様方から様々な意見をいただきながら、この分科会で検討してまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、本日の進め方になりますが、2月の総会におきまして、今期の審議テーマとして設定いたしました「2025年以降の将来を見据えた東京の福祉施策のあり方」について審議を進めてまいりたいと思えます。

本日は、審議テーマに関連いたしまして、3名の委員の皆様から発表をいただきます。

進め方ですが、お一人につき20分程度ご発表をいただきまして、その都度、質疑・意見交換を15分程度させていただきます。その後、改めて全体の意見交換の時間を取らせていただきたいと思います。では、そのように進めさせていただきます。

では、時間が限られておりますので、委員の先生から順番にお願いしたいと思います。

最初は、山田副分科会長ですが、ちょっと、それではご挨拶も含めて、ご報告をお願いいたします。

○山田(昌)副分科会長 中央大学教授の山田昌弘と申します。今日は発表させていただきます。

最初に書きましたけど、あまり明るい話ではないので、話半分に聞いていただければと思いますが、ただ、私としては相当、結構、悲観論に立っていますので、何とかこの状況を食い止めるためにはどうしたらいいかというのを、皆さんで本当にお知恵を出し合って政策に活かしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

早速、ご報告させていただきます。座ってやらさせていただきます。

タイトルとして、全体としてどうなっているか、社会がどういう方向に行っているのかということと、私から見て、この部分が大変であろうと思う部分を指摘してほしいということですので、タイトルは、「格差社会の進展と「家族主義」の限界」ということにいたしました。

最近、平成を振り返ってという特集が色々組まれていまして、結構、私もいくつかメディアで取材等を受けたんですけども、たぶん、昭和の時代というのは中流社会に向かっていった時代だと思うんですけども、たぶん、平成時代は、中流から格差が拡大していつて、そして最近では分断、本当に階級化とか、分断化とかと言われる。社会学の中ではそういう著作が増えております。

どうしてそういうふうになったのかということをお示しした上で、では家族はどうなっているのか。私は家族社会学をずっとやってきてますけども、では、福祉というのはどうなるのか。福祉は専門外、必ずしも専門とはしておりませんが、それについて意見を述べさせていただきたいと思います。大体、こういうパターンでさせていただきたいと思えます。

まず、すみませんが、そもそも論で家族の位置付けということ、今の社会における家族の位置付けについて説明させていただきます。

その家族の位置付けと日本の社会保障システムの前提はこうなっているというお話をして、そして、その前提、つまり、望めば正社員に誰でもなれる、望めば結婚できるというような前提が、この平成に入ってから崩れ始めてきた、そこから問題が生じているというお話をさせていただいて、まあ、将来展望なんですけども、「あまり明るい話ではありません」と赤字で書いてありますが、あまり明るくない。

というのは、そうですね、私、学生に講義をするときに、後でも述べますけれども、君たちのうち25%、100人いたら25人が一生結婚できない、結婚した75人のうち、今は離婚確率が35~36%ですので、75人のうち25人は1回は離婚する。つまり、結婚して子供を持って老後に入れる人、老後を迎えたときに、結婚して離婚をせずに子供を持つ人は、まあ、4割程度という予測になっているんだぞという話をすると、みんな、暗いって言うんですよ。でも、今の国立社会保障・人口問題研究所の予測だと、そういう形になります。つまり、ほとんどの人が結婚して、離婚せずに子供を持って老後に入れた時代ではなくなるというのが、今後起きてくることだと思います。

そこに対して対策をしなくちゃいけないんですけど、まず初めに、すみません、そもそも論をしますが、このスライドはパスいたします。ヨーロッパやアメリカではとにかく、家族がいないと大変だぞというお話なんです。

「連帯」という言葉はよく使われますし、社会学はそもそも、社会的連帯はいかにつくられるかというのをキーにして発展してきた学問です。つまり、単なる気持ちとかではなくて、結局、自分が汗水垂らして働いた成果を、見返りを求めず他者に分け与えることが可能か、どういう条件で可能かというのを研究するのが、社会学の一つの成立したきっかけであると思います。

つまり、個人主義化している近代社会において、果たしてこういうことが行えることができるんだろうかというところから出発しています。

近代社会というのは、私が専門とする家族、そして、国家に連帯を依存してきたわけで、家族なら分け与えられる。私は、15年前に『家族ペット』という本を書きまして、いわゆる、ペットを家族同然に大切に育てて100万の手術費用も出してしまおう。この話をするに必ず、困っている人がいるのにペットにお金を使うなんてけしからんという議論が必ず出てくるんですけども、でも、今となっては、ペットを家族だと思う人はアンケート調査では半分ぐらいを超えています。

また、国民だったら分け与えることができる。今でもEU、ドイツ人は、何でギリシャ人やイタリア人のためにお金を使わなきゃいけないんだとか、トランプ大統領が出てきたりとか、ブレグジットが起きたりとか、まだまだ国民、国民なら多少犠牲にして分け与えられるけども、国民以外の人とは分け与えられないといったような規範、感覚に依存しています。

生活に困った人がいたときに、家族であれば大いに助けるだろうし、国民であれば少しは助けるだろうということで今まで運営してきたんですけども、よく福祉とか、そういうことを言っている人に対する反対意見としては、「じゃあ、アフリカやインドで困った人をあんたは助けられるのか。」というふうな議論が常に出てくるわけです。

そこで、A. Hochschild というのは、アメリカの社会学者で、私が25年前に留学したときの先生、指導してくれた先生でもあるんですけど、彼女が最近書いた本の中で、「Empathy Wall」、訳すと「共感の壁」というんでしょうかね、つまり、これを越えれば同情しなくてもよい限界というものをみんなつくっている。家族や国民は強力な壁であり、親戚、近隣、友人、地域、県民、宗教団体、会社の同僚、会社とか、非犯罪者とか、色ん

な壁をつくりながら、この内側は助けるけども、この外側は助けないというような感覚で多くの人は生きている。

だから彼女は、Hochschild 先生はもう70歳にもなってから、いわゆる移民排斥が多いところに行って、いかに移民排斥団体の人がすごく優しい、良い人であるかということ調査でもって実証したわけです。つまり、白人女性である彼女に対してはすごく優しい。本当に家族を越えて優しいんだけど、共感の壁があるので、その外側にいる人に対してはすごく冷たいというようなことです。

すると、近代社会がうまくいく前提条件は、全ての人に家族がいて経済的に安定している、政府財政が健全であるという前提条件があるんですけども、今起きていることは、家族格差という実態です。

先程、たぶん、家族が存在しないで高齢に入る人は、今の若者では、このままで行くと今の若者が40年後に高齢になったときに、ほぼ半分近くになると思います。そもそも家族が存在しない。家族がいても家族を助けられるほど強くない。家族がいても助けない、家族とみなさない人たちが増えてくるということですね。

国の分野では、専門ではないんですけども、平成に入ってから財政危機とグローバル化によって、自分の生活水準を下げても税を負担したくないという意識が強まってきている。さらには、負担する者が国家から離脱可能。

私、香港に1年間留学していたんですけども、いわゆる日本からの資産投資をサービスする企業のトップの方と知り合い、色々話を聞いたんですけども、つまり、大金持ちから税金を取ろうと思っても、その大金持ちは相続税のない国に逃げてしまうということが起きてしまうわけですね。だから、あんまり税金を高くできないという状況が出てきます。

ここが昔は連帯、マルクス、もう今の学生にマルクスとかストライキとか言ったって、何ですかとかというふうに言われるんですけども、失うものがない多数派だったから可能だったけれども、豊かな国の社会の人々って失うものが多過ぎるので、自分の持ち物が本当に増えるんだったらいいけれども、今持っているもの、今している生活を犠牲にしてまで他者を助けるという動機付けがないわけですね。

だから、私は、地域社会の連帯とかボランティアが昭和の時代に拡大してきましたけれども、自分の生活が豊かになっているから、その豊かになった分の一部を他人に分け与えるという感覚が生まれてきたのではないだろうか。しかし、経済が低成長で実際にもう生

活水準の低下というものが現実化しています。他人を助けると、自分や自分の家族の生活が脅かされるという状況、つまり、自分の生活を守りたいという中で、果たして助け合いというものが増えるのだろうかというのが、私の一つの疑問というか、懸念であります。

まず、私、審議会で何度も言わせていただいているんですけれども、地域移動が難しいから可能だったというのが地域社会であったと思います。先祖代々住んでいるか、一旦家を買ったらそこに住み続けるから地域意識が生まれるんですけども、90年以降は富裕層は環境の良いところに移動する自由を得てしまいました。

ある会社の社長さんがいまして、審議会などで一緒に活動してたんですけども、ある都心の区に引っ越した、子供の教育に悪い、子供の教育も考えて、やっぱり都心の区に引っ越したということで、ボランティアの人材とともに周辺の区は税金やボランティア人材、妻もボランティア活動で一生懸命やっていたのが、税金とボランティア人材ともども富裕な区に行ってしまったということがあります。

逆に貧困層は住宅の安いところに移動を強要されるので、たぶん、ここ10年、20年の間で地域の格差は、広がりこそすれ狭まっていないと思います。

もう7分ぐらいになってしまいましたので、ここからどんどんスキップしていきますと、社会政策の目的は、社会的リスクを守ること、分断に橋を架けることと言いましたけども、今の日本の状況というのは、格差の拡大と新しい貧困、貧困の再発見とも言いますが、に集約されると思います。

社会的な排除される人、そして、その予備群、低収入者、まともな生活ができないアンダークラスが出現しているのは、仕事や家族のあり方が根本的に変化しているんですけども、従来の制度が対応できていないかなと思います。

日本の社会保障制度の基本的な特徴は、とにかく、制度の内側に入れば低リスクで生活できますよ。というのも、外に出ればリスクは高いから知らないよというような社会になっていると思うんですけども、かなりの人々が今は、だんだんかなりの人々が制度の外側にこぼれていく、そして、リスク回避のため結婚や子育てを先送りにしている存在が、私の言うパラサイト・シングルだと思っております。

よって、家族的な前提としては、全ての人が近代家族をつくれる。経済的に安定して扶養可能な男性がいるというのを前提としていたんですけど、その前提を分解すれば、大人がフルタイムで働けば人並みの生活をするのに十分な収入が得られる。全員が望めば結婚して離婚せずに一生過ごすという前提でつくられていました。だから、それを保障し、そ

こからこぼれた人は、もう生活保護で一律、少数なんだから最低保障にしましょうという形でしていたんだと私は考えております。

この条件は、1990年頃までは当てはまったと思います。自営業は世代内、世代間、安定して存続。たばこ屋さんであろうが、米屋さんであろうが、魚屋さんであろうが、安定して存続して、次の世代にバトンを渡せることを前提として、被雇用者は、必ず男性であれば正社員になって定年まで勤められて、さらに年功序列で収入は上がっていく。女性は、自営業者か正社員と結婚し離婚しないということを前提にして、何とかうまくいっていたんだと思うんですけども、この前提条件が1990年代後半から揺らいでくると思います。

世界的にも格差は拡大しているんですけども、誰でもフルタイムで働ければ、家族を扶養するのに十分な収入が得られる。誰でも結婚して家族をつくることができ、離婚しないという条件が揺らいできます。

一方は、仕事の変化でワーキングプアが出現する。つまり、非正規や見通しがない自営業や、正社員であっても収入が増えない低収入正社員が増大します。

自営業、それほど量は多くはないんですけども、やはり、零細自営業の苦境というのはどこも救ってくれないので、大変深刻な問題というか。私、自営業の息子なので。被雇用者のようにどこも救ってくれないので、結構大変になっているのではないかなと思います。

これはグラフですので、もし時間があれば後で見てください。つまり、未婚者で正社員の率というのが、92年をピークにどんどん減っていているということですね。

そして、家族の分野では、近代家族を形成・維持できない人が増えて、先程言ったように、未婚・離婚、さらには、できちゃった婚といったものが増えてきます。今の若者の25%が一生未婚で、25%は一度は離婚、そして、男性は不安定収入層に未婚かつ離婚が多く、女性はそもそも非正規が多いし、離婚後も低収入が多いということがあります。

未婚率の国の状況で、離婚自体は数は減っているんですけども、そもそも結婚する人が減っているんで、大体3組に1組が離婚という状況は変わっておりません。

まさに、これはまた色んなところで見せる図ですけども、結局、近代家族を形成したいがために、女性は収入の高い男性じゃないと結婚しないよと言っている人が大多数を占めているという図で、最近、朝日新聞でも調査してもらったんですけども、朝日新聞の世論調査でも、ほとんど同じ結果が出ています。

女性は、相手の収入にこだわらないという人は、いまだ2割というか、10年前とほとんど数字は変わらず、400万以上、600万以上じゃないとという人は半数を超しているけども、男性はそんなに稼げてないから未婚化・少子化は進みます。

近代家族を形成・維持できる層は、そのままそんなに不自由なく生活できるけれども、近代家族を維持できない人というのは、高リスクでどんどん増えていっています。

その中で私がずっと注目し続けてきたのが、中高年の親同居の独身者、未婚者だけに限らないので、独身者の層で、多分、高リスク家族の典型で、昨年、アラフォー・クライシス1・2とNHKで放映されましたが、20年前の20代親同居未婚者の末路ですね。実は今年が、私が『パラサイト・シングルの時代』という本を出版してちょうど20年に当たるんですけども、当時の20代で、楽しい独身生活を謳歌してた人のかなりの部分がそのまま年を取って、特に低収入の人ほど結婚せずに親元に残り、自立できず親の年金と住宅で生活を支えてもらっている人が増えているわけです。

先日も内閣府の調査で、中高年のひきこもりの調査の結果が出ていました。もちろん、「ひきこもり＝パラサイト・シングル」ではないんですけども、深刻な状況にある人が何十万人もいるという調査結果も出ています。それが高齢者虐待の。

すみません、もう時間になりましたので、あとが。かなりスキップしたと思うんですけど、私はここに、これ20年後、親がなくなった後に、本当のクライシスが訪れるんだと思っています。

ちょっと、少し古いんですけども、中年親同居未婚者が増えていますよという図ですね。

若者に注目しますと、近代家族を形成・維持できる若者、安定した正社員、もちろん公務員も含まれますが、男性と、彼と結婚した女性の組み合わせ。低収入だが頼るというゾーンと、低収入だけれども、とにかくパラサイトできるので何とかなっているという人と、まともな生活が不可能な若者に分かれていくんですけど、今、①から②、②から③への転落が徐々に増えていき、そして、年次進行で中高年に広がっていくと思います。

すみません、もう時間がないので、どのように対応するかですが、あとはもうほとんどスキップさせてますが、とにかく、みんな近代家族を形成できるようにしよう、みんな男性なら、男性ならと言ってしまうと失礼なんですけど、男女共同に反するんですけど、みんな正社員になれて誰でも養えるような収入を得られるようにして、望む人は全員結婚できるようにしようというのは、人気があるというか、口で言うのはたやすいんですけども、正規雇用、安定した家族に包摂されないアンダークラスが増え続けることは確実だと思います。

ます。

過去に戻れといってもたぶん戻れないでしょう。政府もなかなかお金は出せない状況になっていると思います。それはなぜかという、とにかく消費税もそうですけども、自分の生活を安定させることは大事なので、アメリカのように収入が高い、逆に格差が広がって収入が増えている人も多ければいいんですけど、日本というのは中流社会のまま格差社会に入ってしまったので、ほとんどの人は収入が増えない状況という下で税金を上げようとしても、なかなかそれは難しいだろうということになってしまっています。

じゃあ、新しい連帯ってどうなるのか。色んなところで色んな試みがありますけれども、起業とか、シェアハウスとか。でも、そういう人に調査をすると、強い人ですよ。別に家族や国家から離れても生きていけるぐらいの強い人というのは、それでもいいんだけど、そうでもない。そもそも近代家族を形成できない若者は多いわけですし、弱い人同士が連帯しても共倒れするだけだというふうに感じられもします。

ご存じの方も多いと思いますけども、実は平成に入ってからボランティアの実行率は増えてないですよ。実際に減っているというのは、それは高齢者、専業主婦、学生、高齢者は年金が少なくなるからというので、ボランティアするぐらいだったら働いて将来に備えるし、専業主婦の人はだんだん、専業主婦でいるんだったらアルバイト・パートでもしてお金を稼がないとだめだし、そもそも学生半分は奨学金を借りている学生で、バイトに手一杯で、量的に増える見込みって学生を見ていてもほとんどないですね。つまり、2、30年前の親に学費を払ってもらって、奨学金も借りずに余裕がある学生がほとんどいなくなってしまったんですよ。学生の数自体は増えましたけれど。

ということで、なかなかうまくいかない中で頑張っていかななくてはいけないというふうな状況になっていると思います。

すみません。ちょっと時間超過しまして、スキップするところも多かったんですけども、とりあえず発表を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、今から15分程度、今のご発表に対する意見交換をさせていただきたいと思います。ご発言の方は挙手をいただきまして、私が指名をいたします。事務局がマイクをお持ちしますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

何か印象として、これから日本はずっと暗くなって行って、どうなってしまうのだろうというような、その意味で貴重なご報告だったと思います。事実認識は別にして、これはイメージを語っていただいているようにも思います。一つのイメージは、非常に暗い将来だということと、それではどうするのかということも考えなければならないことだと思います。でも、それもうまくいかないのではないかというのが、山田委員のご発表だったような気がします。

一つだけ伺います。

「幻想」という言葉が出てきましたが、幻想って英語では多分3つぐらいあると思います。

一つは、「イリュージョン」、つまり間違いという意味があります。

もう一つは、「ビジョン」というのも「幻想」で、今はないけど、そういう方向に向かって行こうという、ある意味では将来をつくるときのビジョンというような意味があると思います。

それから、幻想といっても、今のお話を伺いまして、多くの人を持っている共通の考え方のような、間主観性というか、ある種の共通の了解みたいな意味で使うという、3つぐらいの意味が今のお話を伺っているとあるように思いますが、どこに焦点を当てるかで、幻想という意味が大分違ってくるような気がします。山田委員のお考えですと、近代家族はイリュージョンで、もうこれは壊れるものだという、そういうイメージですか。

○山田（昌）副分科会長 イリュージョンなんですけれども、そのイリュージョンは、壊れるというよりも、つくられたものだという意味でイリュージョンと言って、ちょっと難しい言葉で言うと、共同主観というもので、一種の生きがいのような感覚だと思います。個人にとってみれば生きがいになっているということですね。

○小林分科会長 生きがいのレベルでのイリュージョン。

○山田（昌）副分科会長 そうなると、ビジョンに近いかもしれませんね。

○小林分科会長 それが今、イリュージョンになるというイメージですか。

○山田（昌）副分科会長 そうですね。

○小林分科会長 つまり、希望とか、何かそういうものが感じられなくなってくるというようなことですか。

○山田（昌）副分科会長 そうですね。私が15年前に「希望格差社会」というふうに言ったとおり、家族に希望を持てる人と持てない人への分裂が起こっているという感覚でし

ようか。

○小林分科会長 全部がそうではない。

○山田（昌）副分科会長 半分から3分の2ぐらいの人は、今までどおり家族をつくって、子供をつくって、家族で豊かな生活を目標として幸せな一生を送ることができる社会ではあると思いますけれども、3分の1ぐらいの人は、つまり多くの人が幸せだと思っているような家族をつくることのできない状況に陥ってくるというふうに、分裂してくるようには私は感じています。

○小林分科会長 もう1点。「近代家族」という表現について、全くの専門外なので、教えていただきたいのですが、近代における家族という意味と、近代家族というのは多分違うのではないかと。昔だったら「核家族」と言っていたものが、これは近代家族と等置されて。つまり、ある時代を表現する家族形態と、近代家族という、ある種の実態を表現するような概念が、少し分かりにくい気がしました。

近代家族の次に、どういう家族が出てくるのかということが、それこそビジョンの問題になってくると思いますが、それはどのように考えたらいいですか。

○山田（昌）副分科会長 そうですね。家族というのは2つの側面があって、経済的な生活をお互いに支え合うという形の家族と、好きな人と愛情で結び合って、愛情を確認するという意味の家族と2つあって、近代家族というのは、生活の面と愛情の面が結び付いているという、これも幻想なんですけども、幻想のまま、それを目標とするような家族のあり方を指すというふうに私は言っています。

今後ですけれども、また宣伝させていただきますけど、『結婚不要社会』という本がつい先日出ましたが、ヨーロッパやアメリカでは、生活は個人で面倒見るから、愛情部分で家族をつくり出そうというので同棲とかが増えている。しかし、日本や東アジアは、生活が家族だから、好きか好きじゃないか、それは二の次にして、生活を保障する場としての家族を求めるという形で、ポスト近代家族は、欧米型と東アジア型の2つに分かれるんじゃないかというのが私の予測ですけれども、ちょっとそれはここの範囲では、この審議会の範囲ではないと思いますが。

つまり、アメリカは別ですけど、ヨーロッパでは社会保障があるので、アメリカでも女性が自立しているので、男性も女性も自立して、その間で自立した個人同士で愛情を確かめ合って、その結果、子供が生まれるというのが家族という概念という方に寄っていったんですけども、日本では結婚というのは生活の面、経済生活の面がすごく強いので、すみ

ません、私、「婚活」という言葉をつくってしまったんですけれども、経済的にやっていける相手と結婚しなければ、独身でいた方がましだというような社会になり始めているような気がします。

○小林分科会長 ありがとうございます。これは基本的な社会認識、社会構造の認識の一つになりますので、その上で色々な社会保障、あるいは、社会福祉の施策がどう考えられるかということになると思いますが、いかがでしょうか。

○高橋委員 ちょっと黙っているつもりだったんですが、ちょっと一言コメントというか。ここでの議論にどう、今の大変、日本の社会の核心の問題をご提起いただいたような気がするんですが、このようなご指摘が政策の変更ないし創出につながらないと理解されることは必ずしもプレゼンの本意ではないかと思いました。すなわち、これをどういうふうに、これからの議論に引き付けて考えるかという視点を、どう考えたらいいのかなとあれこれ考えていたんですが、やっぱり、一つは先程とても重要な、従来の社会保障システムが機能しなくなるよという話と、それから、もう一つは、従来のシステムが対応できない福祉課題と仮に言っておきましょうか、それが出てきていて、要するに、今日の家族の議論というのは、家族が相当カバーできたもので福祉にならなかった話が顕在化しているというのは、実はもう古い、要するに、日本の生活保護の捕捉率が国際的に低いという有名な話があって、じゃあ、そういう、言ってみれば、そういう議論と同時に新しい要素が加わってきている。

他方、実は何でチャリティーが成立しにくくなったのかということをおあるところで考えまして、例えば、渋沢栄一なんて大資本家がチャリティーをやっていたわけですね。ところが今はグローバル化でその必要がなくなっちゃったんだ、ある意味では。だから、そういう意味で放置して企業が実は成り立つようになった、その象徴がコンビニだと思っているんです。

セブン-イレブンのスキャンダルが最近出てきたのは、やっと出てきたかと実は思っているんですが、要するに、セーフティネットである自営業も破壊したわけですね。ある種のグローバリズム思想。だから、そうなる新しい福祉需要という形で、今、実は生活保護がじりじり上がっているという話と、それから、例の賃金の話が、ああいう変なことが統計上怪しいことが起こる理由が実は、たぶん、裏にあって、そういうことを含めて、どういう福祉需要がこれから現れるのかということについて、相当、実はきちんとした議論を課題提起できるのは、たぶん、国は今できないと思うんです。だから、地域共生社会

という、ああいう議論をせざるを得ないと思って、あれは非常に厚生労働省の官僚たちは今思っているのは、生活保護制度がクラッシュするだろうということをもうはっきり分かっているんですね。けれども、それを言ったら、今のアベノミクスの路線とは背馳しますし、要するに、消費税も増税やめようという、そういう議論の中でそういう話が出てくるわけないと思っているわけですから。

そうすると、膨大な行政需要がこれから発生せざるを得ないとしたら、それをどうするのかという議論をどこも今はしていないので、それをダイレクトにするのは大変かもしれないけど、やっぱり今のシステムの機能不全と新しい問題がダブルでこれから押し寄せて、一方で財政危機はこれから明らかに深刻になるわけですから、そこをきちんと課題を指摘する意味で、とっても重要な共通理解になる課題提供をいただいたなと思っているので、ちょっとコメントさせていただきました。

○小林分科会長 ありがとうございます。

筒井委員、どうぞ。

○筒井委員 今、高橋先生からもお話がありましたが、政策的には、どうすべきかについて、この分科会では、ある程度提案することになると思います。その場合の、一つの目安として、山田先生が書いてくださっている38枚目のスライドが参考になると思います。

このスライドには、若者がこの①、②、③という過程を辿って転落するという仮説ですが、①から②、あるいは、①から③というような転落する割合、あるいは、その速度を推定できれば、施策になり得ると思います。

結婚できる若者が急激に減少していると山田先生からのご発表にありました。しかも結婚しても離婚してしまうので、この近代家族を形成できるのは、本当に少なくなるという予測を述べられました。

これは、近代家族を想定しない施策を東京で検討しなければならないというご提言ということでしょうが、これに際して、先程申し上げましたように、①の場合、②の場合、そして③の場合がどのくらいの割合になるかということ、そして、①から②への転落率といった推計値が分かれば、施策の準備ができます。

おそらく都市型の社会福祉施策になるだけでなく、秋田とか島根とか、既に人口減少の始まっている所においても、近代家族を形成できない一定割合の人々が増加していくでしょうから、都市型の施策というだけでなく、地方にも貢献できる施策となると考えます。

それから、この転落というか、①から③への推移の割合は、指数関数的な増加か、それ

とも線形的な増加であるかは、重要であると考えます。

これについて、今から、10年遡って、そのデータを分析できるのか、そういう可能性があるのかということについて、山田先生にお伺いしておきたいのですが、いかがでしょうか。

○小林分科会長 今ですか。山田委員、そういうデータをお持ちですか。

○山田（昌）副分科会長 いや、ちょっと持ってないんですけども、例えば、20年前に20代親同居未婚だった若者の、国勢調査ですけどもね、2015年段階で3分の1が結婚できずに40代になっているとか、そういうデータは出ます。

私は、加速度的とは思わないんですけども、私は線形ぐらいだと思っています。ただ、年度進行で今の40代、今の50代が今はその先頭を走ってますので、その層だけを見れば加速度的に増えて、つまり、何カーブというんでしょうか、逆S字カーブみたいな形になってくるのではないかなと思っています。

○小林分科会長 久留委員、どうぞ。

○藤原委員 ありがとうございます。どう今後、対応していくかというところのご議論の中で、今、直接は触れることはなかったかと思うんですけど、益々今後、AIですとか、ITが進んでいくと、仕事を奪っていくとの議論が非常にあるかと思うんですね。一方、その中で、これからも残るであろうという仕事というのが、やっぱり人間的なコミュニケーションが必要なものであるとか、対人的な人間性が前面に出せるようなものが、比較的残っていけるのではないかというようなデータもお見受けしているところでございます。

そういった中で、今後、こういった仕事をまた新しく創設していくのかということも、重要な視点かなと思っておるんですけども、そのときに先生の資料の中で、パワーポイントの54枚目でございますね。この社会的企業といいますか、いわゆる、広い意味での福祉ですとか、あるいは、観光とかも含めて、まだまだこの人間的な部分が必要な業態で、その中で新しいビジネスを興していくということも重要かと思うんですけども。そういった流れが今後、若い人、あるいは退職後の方も含めてだと思うんですけども、少しは今後の経済的な格差とか、あるいは生活の色々な格差といったところの、少しは一石投じることができる可能性があるのか、もうそれ自体もなかなか東京のような大都市ですと難しいのか。その辺のご意見を教えていただければと思います。

○山田（昌）副分科会長 もちろん、そういうことを進めていくことは必要だと思っておりますが、今はまっているのは、やりがいの搾取という畧にはまっているのかなという気は

いたします。

つまり、対人的な基礎、対人的なサービスといっても、いわゆる、知的、インテリジェントなサービスと、ちょうど今、日経新聞で連載されていますけども、インテリジェントなサービスと、単純な対人サービスがあると思いますが、今はインテリジェントなサービスは付加価値ですけれども、単純なサービスというのは効率化できないんですよね、1対1の世話というのは。

それを結局、税金を上げてそこに高い賃金を投入して、そういうことに従事している人たちが家族をつくれるようにしていくという方向しかないのかなという気がします。

私、地方で地方の婚活サービス、地方自治体の婚活サービスで結婚した人の研究をしているんですけども、調査等をしているんですけども、やっぱり、そこで結婚した人というのは、男女とも介護系の仕事をして、好きだから気に入って、だから、いいやというんで、お互い非正規同士で結婚して、趣味が合うから子供を育てていけるんじゃないかみたいな人たちも増えていきますので、そういうところには期待できると思います。ただ、今の賃金ではなかなかだと思えます。

○小林分科会長 よろしいですか。ちょっと時間が押していますが。

今日は、最初の議論の段階ですので、少し大きな議論の枠組みをつくるということをやらせていただいた方がいいと思います。

今のお話、要約しますと、ビジョンという意味では、全体のイメージをつくるレベルと、それから、制度・政策のレベル、特に社会保障と福祉という枠組みは、意味が違うので、その違いをどのように考えるかということと、それから、最後は国と自治体という3つのレベルがあって、それが今の家族に関わる問題にどう対応できるかというような枠組みができるかなと伺っておりました。細かいところにつきましては、色々議論をいただければと思います。

よろしいですか。

○山田(昌)副分科会長 本当に申し訳ないんですが、大学の方の会議で、私、司会をしなくてはいけないので、12時15分ぐらいに失礼させていただきますので、よろしくお願ひしますというのと、あと、これ最後に言おうかどうか迷ったんですけども、もう格差をリアルで埋めるのは、もしかしたら無理かもしれない。私、バーチャル家族というのを今は研究してまして、リアルな家族じゃなくてバーチャルなもので、もしかしたら、大変幸せをつくり出す時代になるかもしれないというようなものを、ちょっと付け加えさせ

ていただきます。今後、また発表等でしていきますので、よろしくお願いします。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、室田委員からご発表をお願いいたします。

○室田委員 では、報告させていただきます。

私、初めてこの審議会に参加するので、ちょっとどれぐらい、的を射た話ができるのか、ちょっと不安を感じながら準備させていただいたので、また質疑応答でご指摘いただければと思います。

私の専門が地域福祉でして、特に今回は地域共生社会という厚生労働省の政策に少し結び付けて、今後、東京都の中で地域共生社会づくりを進めていく上で、どういったことを検討するべきかということを発表させていただきます。

先程山田先生のお話の中で、ボランティアないしは助け合いが、経済成長が基盤となって成り立っていて、それが経済成長が基盤として成立しない場合にやりがいの搾取になるというお話があったんですけども、全く同感でして。というのは、今の国の言う地域共生社会づくりというのは、ある意味、やりがい搾取になる危険性があるのではないかなと思いますし、かつてというか、従来の助け合い、支え合いをより強化していこうとしているのではないかなという危惧を持っています。

そういった中で、山田先生の報告は悲観論でとおっしゃっていたんですけども、私の報告は楽観論ではないんですが、むしろ、こういう時代だからこそ、人が協力して行動を起こす材料がたくさんあるんじゃないかなと、そんなふうに考えています。

というのも、私自身が少し簡単に自己紹介すると、アメリカでコミュニティ・オーガナイズングというものを学んできて、日本の地域福祉コミュニティ・ソーシャルワークとか、コミュニティ・オーガニゼーションに当たるものですが、その中で、やはり、かなり劣悪な環境の中で生活している人だったり、非常に弱いというか、社会的な弱者と言われるようなコミュニティの中で、住民が力を蓄えて変化を起こす。そうした実践に関わってきました。そういった意味では、益々今後、そういった実践が必要になってくるのではないかと、それは従来の助け合いとか支え合いというものとは少し変わってくるのではないかと。そういったことを少しお話した上で、論点をお示しして、ただ、じゃあ、こういうふうにすればいいという処方箋まではたどり着けなかったなので、この審議会で議論していければと思います。

まず最初に、私の経験というところですが、今お話したとおり、アメリカでコミュニ

ティ・オーガナイズメントの実践を学んで、実践に関わってきました。

例えば、関わっていた具体的な例ですけれども、劣悪な集合住宅の住民、例えば、一つの建物60世帯ぐらいをオーガナイズするというようなことをしていました。

そこでは、例えば、住民の家主との改修工事を求めるような交渉を進めていくことだったり、かなり家賃を搾取しているような状況に対して、その値段交渉というようなことをやったり、2番目のエル・サルバドル出身者が集住する地域のオーガナイズメントというのは、ハリケーンなんかの影響で難民としてアメリカに移住したエル・サルバドル出身者が多く居住しているエリアがあるんですけれども、その例え定住の支援だったり、難民制度をうまく利用するための支援だったり、法律相談だったり、こんなことを手厚く行うような活動だったり、3番目に無料の英語教育プログラムの受益者のオーガナイズメントということで、これは移民コミュニティなんですけれども、そういった受益者コミュニティの中で、更なる予算化を政府に対して求めたりとか、あとは、移民をめぐる法律の改善を求めたり、そういったことを主に取り組んできました。

こういったコミュニティ・オーガナイズメントの実践の特徴なんですけれども、一つは、その当事者性をいかにそのコミュニティのメンバーから引き出すかということだと思います。特に、リーダー層がその当事者性に気付いて、その当事者性を発揮できるように支援するということが一つありました。

実は、この当事者性って、先程の山田先生の報告の中でも、益々色々な人が当事者性に気付く場面が増えてくるのではないかなと思ってまして、先程の山田先生の報告だと、例えば、「アラフォー・クライシス」という話がありましたけれども、私がまさにアラフォーでして、就職氷河期と言われる中で育ってきて、私の周りの友人なんかも、そのことに対して、やっぱり非常に不幸な時代に大学に進み就職活動していたということは、今となっては分かるわけですけども、当時は分かってなくて、それによって不利益を被っているということも分かっているけれども、それに対して何か行動を起こそうとは思っていませんね。

ただ、今、国が、だんだんその就職氷河期に対する対策を進めるみたいなことも進んできていますけれども、こういったことを可視化して当事者性を引き出して、その当事者のリーダーシップを引き出すということが、まず入り口として必要かなと思います。

次が、アイデンティティの共有を促すということで、これはコミュニティの範囲を定めるというか、誰が共に立ち上がって行動をとるのかというところを明らかにしていくんで

すけれども、先程山田先生の報告につなげると、共感の壁という話がありましたけれども、この壁を超えるような働きかけですね。すなわち、当事者性を一人一人が持てるように促していくような働きかけが、次のステップとしてあります。

さらに、最後3番目として、より多くのコミュニティメンバーの参加を得るということで、そのように共感した輪の中に、更に多くのメンバーが参加できるように、それがある程度の社会的なインパクトを生み出すように働きかけるというのがコミュニティ・オーガナイズिंगの流れになってきます。

結果的に「変化を起こすために必要な力（パワー）」と言っていますが、影響力だったり、政治的な力だったりというものを、発言力を持つことによって、そのパワーを顕在化させることで必要な変化を生み出すというのが、コミュニティ・オーガナイズिंगの特徴だと思います。

そのリーダーシップの広がりを図示したのが次の図でして、いわゆる、従来の強い一人のワンマンのリーダーシップの形というのが、一番左の「ドット・リーダーシップ」というものでして、こういう組織構造が色んな所に存在していて、効率の良い組織構造でもあると思います。

一人の強いリーダーシップを発揮する人がいることで、その人を通せば物事が進んでいくと。中小企業なんかはこういった形のリーダーシップが多いと思うんですけど、じゃあ、この真ん中の点がなくなった瞬間、この組織がどうなるかという、組織として機能しなくなることが非常に多いですね。その真ん中のリーダーのモチベーションだったり、その人が体調を崩したりすることによって、組織が動かなくなってしまう。そういう組織はもちろん地域の中ではうまく機能しないので、ではリーダーシップを分散化する必要があるかという、真ん中のばらばらのリーダーシップの図では、自分こそがリーダーだという人がいっぱいいても組織はうまく機能しなくて、むしろコミュニティ・オーガナイズिंगで必要としているリーダーシップというのは、一番右側の図のようなリーダーシップで、これを雪の結晶のように広がっているので「スノーフレイク・リーダーシップ」と呼んでいます。この図でも真ん中に人はいるんですけども、そこを周りの人がサポートする形で関わっていて、この場合、真ん中の人が抜けたとしても、他の人が役割分担して、お互いに依存する形で助け合って活動を進めていくので問題ないですし、更に重要なことは、次の人がリーダーシップを発揮できるように、前の人というか、真ん中に近い人が次の人のリーダーシップを促すように働きかけていくことで、活動がどんどん波状型に広が

っていくというのが、このスノーブレイク・リーダーシップの特徴です。そういった意味では、誰でもリーダーシップを発揮できるということを前提とした考え方で、一人のカリスマ的なリーダーではなくて、どんな人でもリーダーシップを発揮できる。こういった組織を地域の中にかにつくっていくのかということが、今後の地域活動に求められてくると思います。

そこで次のページですけれども、じゃあ、今の地域の支え合いの現状で、やや偏った見方になっているかもしれませんが、私が考える限り、地域共生社会が目指すものというのは、より多くの地域住民が「支え合い」の活動に参加して、特にこれは政府の厚労省の言葉だと、住民に身近な圏域でそういったものをつくって、専門家や市民活動団体と住民ボランティアが連携・協力するような形をつくり、さらに、それをもう少し広い圏域で専門家のネットワークを構築していくというのが、地域共生社会を単純に示してしまうと、そういう形を求めているのかなと思います。

ただ、じゃあ、地域活動の現状、実態としてどうなっているかという、地域によってまずそもそも格差があって、それは地域活動を盛んに行っている地域もあれば、ほとんど行っていない地域もあると、さらに、コミュニティ・ソーシャルワーカーや地域福祉コーディネーターといったワーカーを小まめに配置している地域もあれば、全く配置されていない、するための予算も限られているという地域がある中で、一括して地域の支え合いを進めていけるのかという、まず、その格差を見ていかななくてはいけないと思います。

先程、山田先生は「家族格差」とおっしゃっていましたが、そういった意味で、地域格差みたいなものは、地域福祉を推進する上では意識的にならなくてはいけないと思います。

次に、これも改めて地域の支え合いを進めることになったときに、地縁組織が非常に重要な役割を担っているということに改めて気付かされた部分があると思います。

私は、関西で現場に関わっていたこともあるんですけども、例えば、大阪は地区社協と言われるような、大体、小学校区ごとぐらいの福祉ボランティアの取組が、大阪府全域で組織化されているんですけども、それはやはり関西の地縁組織の強さが一つは大きな基盤になっていたと思いますし、そこで社会福祉協議会がそういった地区社協を組織化することに貢献していたんですけども、東京ですと松田部長の方がお詳しいと思いますけれども、こういった地区社協の取組というのは、進んでいる所と進んでいない所で結構差があるのではないかなと思いますが、進んでいる所は、やはり地縁組織がその基盤としてかな

り重要な意味を果たしていると思います。

次に、そういった地域で活動している、地域住民活動が成り立っている地域を見てみると、実際にその地域でアクティブに活動しているのは、ちょっと大胆に言っているんですけども、人口の1%程度なのではないかなというふうに思っています。これが先程冒頭でお話した、少し従来の助け合いの仕組みが、そのように成り立ってきたのではないかなと私自身は思っていて、例えば、一つの小学校区、人口1万人程度と考えると、そこでじゃあ、どれぐらいの人がアクティブに活動していますか、支え合いの活動に参加していますかと聞くと、多くても100人、そうすると1%ぐらいですね。そこを仮に10%、1,000人が活動している地域というのは、まず聞くことはありませんし、非現実的かなとは思っている。今の段階では、そういったものが成り立つ土壌はないのかなと思っていて、何となく1%程度が活動していると、それなりに成り立つというのが実際のところではないかなというふうに思っています。

そういった中で、今の政策は、専門家のネットワーク形成というのは、予算の配分が進むことで比較的順調にネットワーク形成は進むんですけども、そこにじゃあ住民主体の活動が伴ってくるのか、上の地域共生社会が目指すものの中の1つ目の点ですけども、そういった住民同士の支え合いというものが形成されるのかというと、これは時間がかかるものですので、専門家のネットワークは先にできていて、住民の組織側がなかなか追いつかないという現状があるのではないかなと思います。

そういった中で、じゃあ、課題は何かというと、これは現場でよく耳にすることですけども、担い手不足、担い手の高齢化として捉えられることが多いと思いますし、この審議会でも、ひょっとしたらそういった議論が出てきてたかもしれません。

ただ、たぶんこの担い手不足、担い手高齢化というのは、従来の支え合いの仕組みが、人口の約1%ぐらいが小学校区単位で活動するという枠組みの中で、それはなかなかもうだんだん人が集まらなくなって、やりがいの搾取になっていって、1%も集まらなくて、100人も集まらなくて50人ぐらいしか、ないしは30人ぐらいしか小学校区内で活動する人がいなくなってきて、担い手不足と言われる実態があるのではないかなと思っています。

ただ、それは今回の報告の一番のポイントは、そのコミュニティ・オーガナイズングという、その当事者性を中心とした活動の広がりをつくっていくことで、担い手が不足するという発想には至らないのではないかなというふうに思っています。

次ですね。活動の蓄積が少ない地域でも支え合いが求められているということで、先程も申したように、地域によっては住民活動が十分進んでいない地域があると思うんですけども、地域共生社会づくりという、どんな地域でもその支え合い活動を進めていくというプレッシャーを感じながら、例えば、社協とかが、住民活動を進めていこうと取り組んでいるけれども、蓄積がないのでなかなか進まないし、それを強引に進めようとしても進まないという実態があるかなと思います。

あとは、ワーカーが配置されることで住民活動がかなり加速的に進むという側面はあると思っていて、やはり、ワーカーの必要性はあると思うんですけども、じゃあ、ワーカーがいなくなったときに、本当にその活動が継続するのかということ、どこまでそのような設計で取り組んでいるのかというのは疑問かなと思っています。私自身はワーカーは居続ける必要はあるというか、居続けることができるならいいなと思っているんですけども、でも、今のように予算がついてワーカーが配置されてという形で、じゃあ、予算がつかなくなった瞬間にその蓄積がなくなるとしたら、果たしてそれはどういうふうに評価をすればいいのかということは疑問に感じています。

最後に、当事者性よりも地縁関係の延長として活動が成立しているということで、先程申したように、自分たちが何か課題を感じていて、当事者性を持っていて、だから、地域で活動を進めていくんだという形で、地域の支え合い活動が成り立っているか、それは先程最初にお話をしたエル・サルバドルの移民のコミュニティであったりというような事例は実際そうで、自分たちが当事者性を発揮するからこそ、じゃあ、活動していかないとということで、そこではもう不足するとかという発想ではなくて、同じような思い、共感をする人をどんどん集めていって、活動を広げていって、少しでも社会を変えていこうという動きになります。今の活動になんで参加しているかと尋ねると、誘われたし、ここで地域にお世話になっているし、断るのも断りにくいので地域に貢献するという形で、地域の支え合い活動に参加するという方が比較的多いのではないかなと思うと、自分が当事者としてこの地域を良くしていくというよりも、地縁関係の延長として成り立つ活動になっているのではないかなというふうに思っています。これも非常に偏った私の評価なんですけども、

じゃあ、地域の支え合いはどこへ向かうのかということで、一つは、均質化に向かうのか、それとも重点化なのかという議論が成り立ちます。地域福祉政策は均質化を求める傾向があるのではないかなと思っていて、そのエリアに同じように資源を配分する、市内全域に仕組みを設けるということを進めると思っています。

ただ、実際には、先程の山田先生のお話にもあったように、高齢化や貧困、交通アクセス、住宅、子育て、外国籍の問題とか、住民が抱える課題というのは地域によってかなり異なりますし、かつ深刻さも地域によって異なっていると思うので、均質化がどこまで有効なのかというのは一つあるんですが、一方で、近年の生活課題、社会的排除の問題とか、先程新しい貧困というふうに山田先生はおっしゃっていましたが、こういった問題は可視性が低い。つまり、顕在化しにくくて、生活の中に埋め込まれていて、なかなか表面化してこないと思うんですね。そういう場合に、それに気付くためにワーカーを配置して気付くような仕組みをつくるということも重要になってくると思うので、何か例えば統計的なデータであったりに基づいて、資源を重点化して配分するということが、果たして昨今の生活課題に全て対応できるのかというと、難しいのではないかなと思うので、均質化が良いのか、重点化が良いのかと、これは議論の余地が必要かなと思います。

それで、さらにじゃあ、そういった支え合いの形や規模をどのように設定するのかということですけど、時代とともに支え合いの形は変化しているというのは、先程の山田先生のお話だと、以前は家族であったり、会社、企業といったものが支え合いの基盤となっていたと思うんですが、それがだんだん機能しなくなってきて、地域、特に専門家が住民と協働してつくる地域の支え合いの仕組みというものが求められてきていると思います。

そういった中で、見方によっては、3番目ですけれども、専門家による支援のための住民活動といった側面があるのではないかなというふうに思っています。つまり、専門家が配置されて、そこで支え合いの仕組みをつくっていかなくちゃいけないから住民活動を求めるというのも、ちょっと主従逆転しているというか、住民活動がまずあって、それを専門家が支えるならいいと思うんですが、むしろ、専門家の配置が先に進んでいって、その専門家のために住民が動員されるというふうになりがちなのではないかなということを危惧しています。

小学校区で活動が組織化されて、中には中学校区もあるんですけれども、これは専門家にとっては便利な単位だとは思いますが、じゃあ、果たして当事者にとって、小学校区って本当に適当なのか。みんなで活動するという感覚に、何か冒頭でお話したアイデンティティを形成するには、ちょっと広過ぎるんじゃないかなと、そんなふうに思っています。かといって、じゃあ、小学校区より狭い範囲で活動するようなワーカーを、小まめに配置するような財源は現実問題としてはないので、ここら辺がジレンマなのではないかなというふうに感じています。

最後、論点を整理すると、ちょっと結論ではなくて、ここでも論点整理なんですけど、そういうアイデンティティを共有できるコミュニティ、ないしはその共感の壁を超えるようなコミュニティの規模はどれぐらいが良いのか、小学校区なのか、それよりも狭いものなのではないかというのが私の仮説なんですけど。

2番目が、今後、その支え合いの仕組みをつくるときに、10%とか20%がアクティブに活動している状況というのは、つくり出せないのかなというふうに考えています。それは先程話していたエル・サルバドルのコミュニティや劣悪な住宅のというときに、私が行っていたコミュニティ・オーガナイズングというのは、住民の10%ぐらいは参加するような動きをつくることで、初めて地域の人たちが力を得て変化を起こしていくと思いますが、1%がアクティブであっても、なかなか大きな動きというのはつくれなくて、その実際の生活している状況を変える、変化を起こすというときに、10%、20%が活動に参加することで大きく変わっていくと思うので、そういったものはつくり出せるのかというのが次のポイントになります。

3番目が、活動をコーディネートするためのワーカーを、どのような人を何人ぐらい配置する必要があるのかということで、これも先程のジレンマと言っていたところなんですけど、予算のことを考えると、中学校区に一人ぐらいというのが現実問題としてあるんですけども。でも、その範囲だと、なかなか人がアイデンティティを共有して一緒に活動するのになりにくいので、じゃあ、もっと小まめな活動となると、そこまでワーカーを配置できない。さらに、その財源をいかに確保するのかという問題がありまして、自主財源をどこまで確保できるのかということも考えなくてはいけないと思います。

最後に、広くあまねく活動が成立する、この市内全域で活動が成立しているようなことを目指すのか、それとも、重点化していくのか。

重点化と考えれば、一つの地域に3人とか4人のワーカーが集中して入って、もっと狭い細かい地域で住民の意識を高めるということもできると思いますが、現状は、今は中学、高校に1人ぐらいのワーカーというのが、大体、政策の形として成立していて、それが果たしてどこまで機能するのか。例えば、中学校区の中でも、一つの狭い地域に集中して活動するというのもやり方としてはあり得ると思うので、ここら辺は制度設計を考える上で一つの論点かなと。

ちょっと時間超過してしまいましたが、そういったことを考える上で、私の中で参考事例として、東京都地域福祉支援計画推進委員会の委員としても参加させていただいている

んですけども、その計画の中で事例として扱った八王子市の「きよぴー&とまと」とか、立川市の大山自治会なんていうのは、こういった私の今日話した論点を考える上では材料になるのかなど。自治会なんかを中心に小さい単位で共感を生み出して、実際に1%以上、きよぴー&とまとなんかも、かなりの割合の自治会内の住民が参加しているような活動になっていますし、私が話していることは理想郷ではなくて、実際にできているところはできているので、自主財源を設けて何か活動を展開するということは、やり方次第では可能ではないかなど、そんなふうに思って、以上で報告を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○小林分科会長 ありがとうございました。

それでは、関連いたしまして、松田委員から資料をご提出いただいておりますので、説明をお願いいたします。

○松田委員 東京都社会福祉協議会の松田でございます。

事務局の方から、社会福祉協議会や社会福祉法人が住民等と連携をした活動や拠点づくり、そのあたりの事例のご提供をという依頼をいただきまして、いくつか提出させていただいております。お手元の資料の参考資料1として配付をいただいているところでございます。

最初の資料の冒頭をご覧いただきたいと思いますが、私ども東京都社会福祉協議会では、地域福祉推進検討ワーキングを設置し、実は本日の分科会長の小林先生にもご参画をいただいておりますけれども、29年度から30年度にかけて、「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方」について検討を進め、最終のまとめを出させていただいたところでございます。

「東京らしい」といったときに、どういうことがあるんだろうかということも、このワーキングで検討をされました。人口集中がある、その一方で、都心部を中心に流動化が激しいというような状況、また、都心部とベッドタウンの地域、そして町村部、島しょ部まで含めて、非常に東京の地域性は多様ではないかという前提を持ちながらも、多くの社会福祉施設、事業所がある。また、多様なボランティア活動やNPOなども活発に活動しているところもある。さらに大学、企業といったような、多様な人材や資源などが存在するというのが、東京らしいという一つの特徴ではないかということも議論されてきております。

この東京において、地域社会を構成する多くの関係者が協働して、いかに地域共生社会

づくりを進めていくべきかというところでまとめさせていただいた中に5つの事例を掲載させていただいておりますので、若干紹介をさせていただいているところでございます。

最初の取組事例1と2は、今、室田先生の方からも地域福祉コーディネーター、コミュニティ・ソーシャルワーカーという形でご紹介をいただきました。地域福祉コーディネーターとここではまとめておりますけれども、地域のニーズに対して、分野を問わず受けとめ、そこから多様な機関や団体とコーディネートして、住民の主体的な取組によって地域づくりを進めるコーディネーターということで、私どもの方でも区市町村社協等への設置を推進しているところになります。

地域福祉コーディネーターにつきましては、分野ごとの専門職とも当然連携をさせていただいているところになります。

名称や配置の財源は様々ではございますが、都内62の区市町村、自治体がございすが、今は44の社協に配置が進んできているところになっております。

1ページ目の事例1につきましては、この地域福祉コーディネーターが地域の様々なニーズを受け止め、その中で地域に集いの場が必要だというようなところで、機関と協働し、「手仕事の会」という場をつくっていったと。その中で、高齢の方々もご自分の色々な能力を活かし、社会に役立つことを実感されたという事例になります。

さらに、そういう活動を続けたいと、また、社会の役に立っていききたいということで、「手仕事の会」の後、「きんぎょサロン」という活動に、更に広がっていったという事例のご紹介になっております。

非常に多くの色々な方がご参加をいただき、また、イベントなどでも、障害のある方も力を発揮できるような場ともなっているというご紹介になります。

次の取組事例2の方でございすが、こちらは立川市の方の地域福祉コーディネーターの実践事例になります。

地域で子供会の関係者、介護保険の関係者、主任児童委員、そして、ひきこもりの若者の支援をしている団体の方、色々な方から地域でのニーズが寄せられ、こういうような取組ができないだろうかというようなご相談を受けたと。それをじゃあ実際にどういうふうに進めていくのかということで、共に考える場づくりをしたと。地域福祉コーディネーターが関係の所へ色々お声がけをし、そういうような場をつくり、その中で協議を重ねる中で、居場所づくりを進めたという事例です。

立川市は6つの地域包括圏域で分かれておりまして、コーディネーターもそれぞれの圏

域に設置をされておりますが、その中の一つの圏域の中の3つのまちをベースとした「あたま」という居場所をつくり、NPO、ひきこもりの方を支援するNPOの協力も得て、拠点として色々な方が関わっていただき、その場のPR、周知のご協力をいただき、それによって多様な主体と世代がつながる場になっていったという事例でございます。

この2つの事例でございますけれども、先程室田先生のお話にもございましたが、住民を主体とした活動をつくっていくということは、やはり、一つは時間がかかるということではないかと思っております。専門機関、団体が主体的にどんどんと進めてしまえば、簡単にはできますけれども、それが住民にとって当事者性を持った状況にならないと。そのあたりは時間がかかっても、当事者性を意識していただく中で活動を進めていくということが、非常に重要なポイントではないかなと思っております。

また、もう1点。地域福祉コーディネーターが多様な団体とつなげるというところで、その場所が、より活動が広がり、また効果が高まっているということも言えるのではないかと思います。

その次の取組事例は、これは社会福祉法人の地域公益活動の取組事例を2つ紹介しております。

私ども東京都社会福祉協議会では、社会福祉法人が地域のニーズに応える取組を進めるための東京都地域公益活動推進協議会という組織を、平成28年度に設立をさせていただいております。そちらの方でも小林先生に色々ご教示をいただいているところでございますけれども、個々の社会福祉法人が地域課題を受け止めて取組を進める、区市町村域で社会福祉法人が、保育、障害、高齢といった分野を越えて連携をして地域ニーズを受け止め連携事業を進めていこうという取組、さらに、東京都という広域での取組という、3層で地域公益の取組を推進しております。

区市町村域で社会福祉法人がつながる場づくりは、今、62のうち39の自治体で社会福祉協議会が事務局として関わらせていただきまして、社会福祉法人の連絡会組織ができております。さらに、12の区市町村では、準備を進めているというところで、合わせて50か所を超える地域で社会福祉法人が地域ニーズを受け止めて、力を発揮できるようなプラットフォームが今、少しずつ取組を始めているというところでございます。

いくつかの区市町村では、全ての法人が住民の相談を幅広く受け止めていこうとか、子供食堂などの居場所や、学習支援などの取組を進めているところでございますが、その中の一つとして、大田区社会福祉法人協議会が民生児童委員協議会と連携をした活動

について、ここでご紹介をしております。

大田区の社会福祉法人連絡会の中の複数法人が、大田区の社協とも連携をいたしまして、ひとり親の子供たちに対する学習支援、居場所の活動プログラムをやっておりますけれども、更に昨年度からは「子ども民生委員」という取組を民生児童委員の方々と連携をしまして、未来の福祉人材の育成を目的に、実際に自分の住む地域の福祉について考えるきっかけとするということで、取組をされたところです。こういうような取組が、また広がっていくことを願うところになります。

次の事例でございますけれども、こちらは個々の法人の取組でございますが、地元の自治会と連携をして、共同した取組を色々進めているところでございます。社会福祉法人龍鳳さんという法人でございますが、地域の誰もが自然に支え合って暮らせる共生社会づくりを法人の目標としても定めている中で、自治会の方にお声をかけて、自治会に施設としても加入し、それぞれ主催のイベント等で交流をする中で、色々なことをお互いに理解をし合う。施設の側としては障害を持っている利用者が地域に社会参加し、貢献できるようにもしていきたいと願っているということ。一方、自治会の方は、非常に熱心な自治会で、自分たちの地域の課題を自分たちで解決しようと色々な活動を生み出して取組をされていらっしゃる。そういう中で、自治会の行っていらっしゃる交流カフェとか認知症カフェに、施設でつくりましたお菓子などを提供させていただくというような関係ができた、あるいは災害時の相互支援協定を結ぶという取組も進んできております。

さらに、色々な取組が進む中で、実は買い物の支援、あるいは移動支援のニーズがあるということが自治会のお話の中で上がってまいりまして、ただ、それはなかなか自治会だけでは解決しにくいという中、福祉施設が持っております車両を空き時間や閉所日にお貸しし、住民のボランティアが運転を行うという形で、コミュニティバスの運行に至ったという事例になっております。

社会福祉法人は都内約1,000法人でございますけれども、専門性を持った人材がおり、また専門的なサービスを提供しているという状況もございますし、今、ございましたとおり、スペースの提供、あるいは施設の持つ様々な機材、あるいは厨房の設備であるとか、このような車両であるとか、そういうものを生かして施設としても地域のつながりをどう持っていくのかということで模索をし、取組を進めているという実情がございます。

後ろに添付いただいております、A3の資料は個々の社会福祉法人の実践でございますが、ご参考に事例を付けさせていただきます。

今、福祉分野の人材は介護を筆頭に極めて厳しい不足の状況にあります。さらに、社会福祉法人は決して裕福な状況でありません。特に小規模な法人など、色々組みたいけれども、なかなか人手も財源もないというような状況にあります。

しかしながら、A3の資料にありますとおり、地域のニーズを把握する中で、自ら活動に取り組んでいる法人も多々あるという状況にあります。

その中では、活動への、町会・自治会や民生・児童委員、あるいはボランティアの関わりが活動の広がり、そして継続に至っているのかなと思っております。さらにここに、社協の地域福祉コーディネーターが関わることで、より一層充実をしているところもあるかと思っております。

最後に、共生型の常設拠点の取組事例につきまして、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

こちらは、小金井市にありますNPO法人が行っております、「地域の寄り合い所 また明日」というような取組です。開放スペースの寄り合い所と、認知症のデイサービス、そして認可外保育と認可保育園の4つの事業を一体的に実施されているという、都内でもかなり先駆的な取組かと思っております。

こちらの事例でも、ご覧いただきますとおり、高齢者と乳幼児が、子供たちは支援されたり、世話をされるというばかりではなくて、高齢者の方は保育園の子供たちをあやしてくるという役割を担い、子供たちは高齢者に世話をしてもらうという役割を担うというような、交流もそこで起きております。

また、この寄り合い所がとても素晴らしいのは、いつでも誰でも立ち寄れるという機能を持っているというところ。したがって、近隣の清掃をしている障害者の方がお茶を飲みに来たり、地域の中学生在が立ち寄って乳幼児をあやしてくれたりというような状況も起きております。職員の方が、場づくり、人と人とのつながりを意識して取組を進めていると思っております。

このような常設型の拠点というものが、今後益々広がることが期待されるかと思えますけれども、やはり活動を継続していく上で、場の確保というのが重要になってくるかと思っております。

場の確保という意味では、都内に多数あります空き家の活用、あるいは社会福祉法人の実践事例でもございますが、空き店舗の活用。このあたりを自治体の方もぜひ確保、整備についてご協力、ご支援をいただくと、より一層進むのではないかと思っております。

また、もう1点。今のNPOのまた明日のご紹介をしましたとおり、場があってもそこを誰でも気軽に立ち寄れる場にしていくという、そのためのコーディネート機能というのも重要ではないかと思っております。

地域づくりには地域にアウトリーチして住民と協働していく専門職としての地域福祉コーディネーターの役割は重要でありますけれども、NPOや住民のリーダー、町会・自治会の中のまとめ役の方々、そのような地域の中の住民のコーディネーターを発見し、そういう方々をバックアップし連携をしていくということで、このような活動もより充実するのではないかと思っております。

長時間になりまして申し訳ございません。以上で、私のご報告を終わらせていただきます。

○小林分科会長 ありがとうございます。

先程の山田委員のご報告が、どちらかというと暗い方向でしたが、地域は何か少し明るい光が見えているようなイメージですね。でも地域共生社会ということで、全部を解決するわけにはいかないということも当然だと思いますし、地域共生社会を育てるための色々な基盤整備等々も制度的なものも含めて必要だということになるかと思えます。

いかがでしょうか。

和気委員からどうぞ。

○和気委員 和気でございます。どうもご報告ありがとうございました。

室田先生の報告で一番強調されていたのは、当事者性を引き出していくという、そういう重要性だったかと思うんですけれども、記憶の新しいところでは、保育園の不足が問題になっている中で、「保育園落ちた日本死ね」でしたっけ。あの一言は、東京都もですけども、国の政策も大きく動かしたという、そういう当事者が発するTwitterの一言で大きく制度が変わるということも、実際に起きていまして。日頃私たちも、私自身は大学でコミュニティカフェなども運営しているんですけれども、なかなか専門職が一生懸命で、そのネットワーク化はすごく進んでいるんですけれども、なかなか当事者の方が主体性を発揮していくというところに、ちょっと至らないことが多くて空回り、あるいは人材の不足、ネガティブなところにばかり目が行ってしまう中で、いかに当事者性を発揮していくかという、まずは意識の部分からの変革というのも制度を考える上でもすごく重要なかなというふうに感じました。

ちなみに、日本学術会議社会福祉学分会というところでもちょっと議論しているんで

すけれども、昨年、包摂型社会の構築というところで色々議論していった中で、やはり住民一人一人が主体者であり、当事者であるという意識をきちんと醸成していかないと、人材がこれだけ不足していく中で、制度もいくら専門職が頑張っても構築には至らないということに改めて気が付きまして、今はもっと小さい小学校・中学校ぐらいの段階から、自分自身が地域をつくる当事者であるという教育を、何らかの形でしていかなければいけないのではないかとということで、ちょっとそういう教育のところに足を踏み込んだ議論をして、なかなかそこは多分、すごく壁が厚い領域なんですけれども、教育との連携において、そういう人たちが育って地域に出ていくことで、将来の日本が変わっていくのではないかなと議論を今しているんですけれども。

そこでちょっと1点質問ですけれども、室田先生と引き続く都社協のご報告の地域ということが一応、基盤にはなっているんですけれども、地縁的なコミュニティだけではなくて、もう少し機能的な地域を越えたTwitterなのか、そういう情報のそういったツールも利用した、もうちょっと違うコミュニティというものもあって、そういうものの果たす役割が今後、大きくなっていくということも一方であったときに、ここの地域の支え合いといったときの地域を、どのように考えているのかというのを、ちょっとご意見を聞かせていただければと思います。

○小林分科会長 少し簡潔にお願いいたします。

○室田委員 先程、山田先生がバーチャル家族とお話しされていましたが、バーチャルコミュニティは結構、既にできてきているとは思いますが、でもまだまだバーチャルな仕組みはリアルなコミュニティのつながりと比べると、仕組みというか技術がまだ不十分だと思うので、リアルな地域のつながりとか、人と人が対面で会って何かをやるということで得られる感覚には、及ばないと思っています。補佐的なのか、ある意味コミュニケーションツールとしてはリアルな活動をサポートするためのツールとしてのバーチャルなものも有効だと思いますが、取って代わったりとか、リアルなコミュニティを超えるようなものでは、まだないのかなと思いますが、今後、技術が進歩することで、それも超える可能性があるのではないかなと思います。

アメリカでもそういった研究がなされているんですが、やっぱりまだまだバーチャルなコミュニティの可能性はあるんですが、限界がまだあるのかなというふうには思っています。

そういった質問でよかったですかね。

○小林分科会長 ITやICTの問題がこれから議論になってくると思いますので、こちらの方でコミュニティとの関連で議論いただければと思います。

栗田委員、どうぞ。

○栗田委員 栗田でございます。

私、山田委員と室田委員に一つずつ質問したいんですが、一つは、山田委員に。山田委員は先程、これから助け合いの動機付けというのはどんどん難しい状況になってくるのではないかというご指摘があって、それに対して室田委員はむしろこういう時代であるからこそ、そういう動機付けが益々現れてくるのではないかというご意見だったと思うんですけど、それについて山田委員はどう思うか、一つお聞きしたいと。

それから、もう一つ。実は私は、ある意味で山田先生の徹底した悲観論というのは、とても重要だと思っているんですね。そういうところからスタートすることは非常に重要だというふうに思っているんですが、ということで、地域あるいはコミュニティというものを、それこそ家族に代わる新たな社会保障の基盤にできないものかという試みというのは、私はとても重要だと思うんだけど、それしかないから今、そういうことを考えているという一面もあって。果たして本当にそれができるのかというのを非常に素朴な疑問がある。

というのは、特に、私、今度、認知症の人の話をしますけども、それこそ一人暮らしで認知症になって、しかも意思決定支援の能力が低い認知症の人の暮らしを地域で支えるということになると、家族に代わるだけの社会保障的な側面が地域になければ、とてもとても暮らせない時代がこれから来る。

この試みは、私は非常に重要で、新たな生活支援のイノベーションが起こるんだろうなと思うんですけども、そのときに本当に例えば一人暮らしで認知症を持って暮らしている人を支えるための地域をつくろうということ、徹底して考えているのかどうかということ、これは非常に疑問があって、こういう試みのほとんどが認知症の人の一人暮らしは支えられないですね。むしろ排除されてしまうところもときにはあるんで、そういうことも含めて考えていらっしゃるかどうかということ、これを室田委員にお聞きしたいということでございます。

○小林分科会長 どうぞ。お急ぎでしょうが。

○山田（昌）副分科会長 まだ大丈夫です。

物理的な私の悲観論としては、つまり今、自分たちの生活を守るのに精一杯だから余力がないということが一つあると思う。そういう人たちが増えているというのは一つあると

思います。

あとは、他の動機付けとしては、それ自体が、それをサポートすること自体が喜びであるというような価値観を持った人々が、どれだけいるかということなんですけれども。

そこがポイントになってくるかなとは思いますが。

あと、家族や国家に関しては、未婚者の結婚調査で、なぜ結婚したいのかというときに、老後一人でいたくないからというのが結構上位に来るんですよ。つまり、逆に言えば結婚しないと一人で寂しく老後を迎えて、それで孤独死してしまうというような危機感が、若い人にすごく強いということが分かりました。

つまり、家族というのは、いざとなったときに、自分のことを看取ってくれて助けてくれる。亡くなったときにそばにいてくれるという保障があると信じている。ない家族もありますけども、信じられるわけですよ。

じゃあ、果たして地域というときに、自分がこれだけ貢献をしたら、そういう自分がいざとなったときに、本当に助けてくれるのか、本当に看取ってくれるのかという保障というものが、なかなか弱い。少なくとも日本においてはすごく弱いですよ。そこがポイントではないかな。本当に地域社会で自分のことを助けてくれるという確信を持てるようなシステムができていたのなら、私も本当に一人で住めると思いますが、今のところはまだまだそこに達していないのかなというふうに思っています。

○小林分科会長 ありがとうございます。様々なコミュニティによる解決法があると思いますが、今のように少し区分けをして、ここはコミュニティでできるけれども、ここはちょっと無理だというような整理が何か必要なような気がしました。

ただ、全体として、どういう方向にというビジョンと、具体的な活動の方法をいただきましたので、こういうことも含めて検討委員会で議論させていただければと思います。

ちょっと時間がきつくなっているので、簡単をお願いします。

○高橋委員 これからの議論とも関わるとは思うんですが、一つ重要なのは、地域共生社会を地域福祉の焼き直しではないというふうに、私、はっきり思っています。と言いますのは、例えば栗田先生、藤原先生の関係で言えば、認知症というのは社会関係があると認知症が、明らかに進行が止まるという疫学的な調査がございますでしょう。様々な社会関係が維持されている。これ、主に近藤克則氏らのチームが疫学調査で明らかにしつつあることですが、そうなるそれはヘルスの方から地域の支え合いが必要だという、そういう認識につながってきますよね。

それからもう一つは、今日いらしている秋山さんが活動されているマギーズもそうだし、暮らしの保健室もそうですが、疾病の予防は、実は地域がないと予防ができなさそうだという経験をずっと蓄積されてこられたという。

それで最近、私、ものすごく感銘を受けたのは、「アンダンチ」という仙台に小規模多機能ができたんで、これに看護小規模多機能と、それから保育所と、様々な地域の集会機能がくっついていて、そこに真ん中に実は羊が2頭いて、子供たちが集まるたまり場になっているんです。その中でサービスを運用するという事業者が現れ始める。というのは、私は何を申し上げたいかということ、東京の区は40億も50億もかけて、たった100人のための施設をせっせとつくってきたわけ。

ところが、それはもうできませんから、そうするとその話は地域の共同性とサービス提供とを組み合わせるような。そしてそこにさっきおっしゃっていた、地域の居場所づくりが組み合わせるような、そういうデザイン論を入れた提言が、それが実はヘルスの話と、僕は専門家の活動もそうなんですが、地域福祉コーディネーターってアプローチがあったけど、それと同時に保健師をもっと活用しなきゃいけないと思いますし。

それから、「プロボノ」と最近言い出したように、たぶん、マギーズの活動はそういうプロのボランティアに支えられているんだと思う。そういうことを含めた見取り図を、ぜひ課題提供すると、ネガティブな話がポジティブになるのではないかと。以上でございます。

○小林分科会長 ビジョンというか、今、色々な言い方をされていましたが、将来、どう考えるかも含めて、こういう議論をさせていただければと思います。

時間がちょっと過ぎてまいりましたので、もう一人の久留委員のご報告をいただいてからディスカッションしたいと思います。

どうぞ。

○久留委員 シルバーサービス振興会、久留でございます。ご指名でございますので、発表させていただきます。前のお二人の先生方と違って、私は学識者でもございませんし、また専門家でもなく、単なる事務屋でございますので、私どもが日常的に捉えている課題についてご説明をさせていただこうと思っております。

テーマは、特に今回、いただいたテーマとして、介護現場における人材確保への対応として、2040年問題を見据えてということで、主に企業等が対応してきているかということについて、説明をさせていただきます。

既に先生方、皆さんご承知のとおり、我が国においては、これまで団塊の世代が65歳となる2015年、75歳となる2025年をターゲットイヤーとして増え続ける高齢者への急増に対して、どう政策的に対応していくかということで、介護保険をつくったり、地域包括ケアシステムの構築であったり様々なことをやってまいりました。

2025年以降になりますと、現役世代、いわゆる生産年齢人口が急減していくという局面に向かいますので、これは介護医療分野に限らず、全産業的に労働力が不足をしていくという中であって、労働も市場で動きますので、基本的に介護分野の人材確保というのは、更に困難になるというふうに予測をしているところでございます。

それから、現在、安倍政権の下で進められております働き方改革の下で、様々に労働環境が変わってきておりますが、こうした労務管理の厳格化というのも、介護分野の介護人材が不足している中にありましては、厳しい対応を迫られるものと考えております。

(資料2 ページ目の説明) 今日の主題になりますが、一億総活躍社会ということを言われているわけですが、期待される介護人材のターゲットとしてはやはり女性の更なる進出、高齢者の継続的な社会参加、外国人人材の受入れ拡大であると。これらの就労促進を進めるという必要があるということで、施策が展開されておりますので、こういったところを少し、中心的にお話をさせていただこうと思っております。

補足といたしまして、前回のこの部会で、介護職員の個々のスキルの向上を目的としたOJTの標準化の仕組みとして「介護キャリア段位制度」のご紹介をさせていただきましたが、このキャリア段位制度の期首登録データを一定量、分析してみた結果がございまして、それについて問題提起の意味も込めてご紹介を申し上げたいと思っております。

最後に、武蔵野市の取組事例ということで、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

(資料3 ページ目の説明) これは、厚生労働大臣が経済財政諮問会議に提出された資料でございますが、さっき申し上げましたように、我が国は2040年までの人口構造の変化ということで、左上のグラフで高齢者人口が急増していくと。これに対して、様々な行政的な施策を展開してきてまいりました。

今後、2025年を経ますと、高齢者人口の伸びは非常に緩やかになってきますが、一方、下のグラフでございますが、生産年齢人口の減少が加速をしていく。特に急速に減少していくということで、真ん中のグラフでございますけれども、就業者数の推移を比較すると、総人口が減ってまいりますので、就業者数そのものは減ってまいりますが、2040年になりますと、全就業者数5,650万人の中で、およそ2割と言われる1,060

万人程度が医療介護分野で働いていただかないことには、とにかく現場が回らないという状況になってまいります。

現実的には、ここがなかなか難しいということでございますので、それに対して右側に示された施策にありますように、この局面に対応して人口減少と生産年齢人口の減少に伴って、これを労働力としてどう確保していくか。

特に、右の一番下でございますが、労働力の制約が強まる中での医療介護サービスの確保ということで、一つには生産性を上げること、また介護そのものにならないように健康寿命が延伸していくこと。こういったこともありますし、それから、下の方に小さい字で書いてございますけれども、ICT、AI、ロボット等の活用で業務代替が可能と考えられるものを進めていくと。様々に取り組んでいかなければいけないということで。

(資料4 ページ目の説明) 時間の関係で、これは補足的な資料でございますが、医療福祉分野の従業者数というのは見通的に非常にこれから増えていく、いわゆる足りなくなっていく。

(資料5 ページ目の説明) 社会・援護局のデータで見ましても、これは第7期の介護保険事業計画に基づきます、各市町村、都道府県が推計した介護人材の需要数でございますが、これは統計をとるたびに増えてくるんですが、直近の第7期の介護保険事業計画では、約55万人ほど足りなくなるということでございます。

(資料6 ページ目の説明) 一つ、女性ですが、既に介護分野につきましては、女性の比率が非常に高い分野でございます。7割、8割が、女性が就労しているということでございます。全産業的に言うと、5割に達しない40数%が女性ということでございますので、それと比較しますと、この分野や非常に女性の就業率が高いと。

(資料7 ページ目の説明) これは、OECDの女性の就業率で、我が国は女性の就業率そのものだけを見ると、見劣りするものではないということでございますけれども、(資料8 ページ目の説明) これは女性の就労において、それを考える上でのデータということで、一つは共働き・片働き世帯の推移として、現在、明らかに共働き世帯に移行してきている。

それから、女性の年齢階級別労働力率につきましては、これはどの時代でデータをとってもいわゆるM字カーブと言われる出産期については、どうしても就業から離れてまいりますので、こういうグラフになっていく。

それから、③年齢階級別女性の就業率、これは全体として、どの年代階層においても女

性の就業率が上がってきているということでございますので、女性の就業ということについては、今後も引き続きということになるかと思えます。

(資料9 ページ目の説明) 次に、これから高齢者、特に健康寿命の延伸に伴いまして、元気な高齢者の方々が増えていくという中であって、高齢者の就業をどう促していくか。

(資料10 ページ目の説明) このデータは、基本的に高齢者の就業意欲ということで、今後も収入の伴う仕事をしたいと回答した高齢者の割合は非常に高くなってございますし、就労に対して生きがいを感じている方々、それから、健康寿命そのものは延伸をしていくし、高齢者の体力スコアも相当上がってきている。大体10年ぐらい違っていると言われますけれども、若返っているということですが、(資料11 ページ目の説明) それから、世界的に見ましても我が国の成人スキルというのは、読解力、数的思考力、ITの活用、こういったことについても遜色ないレベルになりますので、これについては高齢者の成人スキルを活用して社会で就業していただくことを積極的に促していく必要があると。

(資料12 ページ目の説明) ここからが、ちょっと私ども外国人の介護人材受入れに関して取組をしておりますので、少し詳しくご紹介をさせていただきます。

(資料13 ページ目の説明) これは、世界の高齢化の状況でございますが、特にこれからアジアが急速に高齢化を迎えていくと。我が国が高齢化率7%から14%に移行するのに24年という非常に急速なスピードで到達したわけですが、中国、韓国を含めて、さらにそれを上回るスピードで高齢化が進むということでございまして、アジア諸国からその対応というのが日本に注目が向けられていると。

(資料14 ページ目の説明) 事実、我が国における外国人労働者数は増えておりまして、現在、130万人を超える労働者が入ってきておると。

(資料15 ページ目の説明) これは、出入国管理及び難民認定法上のいわゆる在留資格と言われるものですが、これまで①から⑤までの在留資格があったわけで、赤く囲っております部分が介護分野において在留資格として認められているもの。

一つは、就労目的で在留が認められているもの。この内訳が右側にありますが、この中に平成29年9月から介護というものが新たに加われました。

それから、技能実習が同じく平成29年11月から介護分野が対人サービスとしては初めて加われました。

それから、特定活動の中の一部として、2国間の貿易協定の中でEPAに基づく外国人看護師・介護福祉士の候補者が我が国に入国して、勉強して資格を取るといような仕組み

みがあったわけですが、今までの5つだったわけですが、ご承知のとおり平成30年の法改正によりまして、新たに6つ目の在留資格として特定技能というものが創設されました。

(資料16ページ目の説明) したがって、現在、外国人介護人材の受入れの仕組みは大きく4つございます。左からEPA、在留資格「介護」、技能実習、特定技能ということになりますが、それぞれに目的が違いますし、背景も違います。ただ、現場から見ますと、その違いがよく分からないということもございまして、現場では非常に混乱をしているというのが状況でございますが、整理をすると大体、このような形になります。

大きくは、左側2つが介護福祉の資格取得が大きな目的になっておりますし、資格を取得することによって長く在留することができるということで、在留期間更新の回数制限等がございません。

技能実習につきましては、もともとの制度の趣旨が先進国である我が国の技術というものを発展途上国の方々に技能移転をするという、国際貢献の仕組みでございまして、従来製造業で展開しておいた技能実習制度に、今回、安倍内閣において対人サービスに拡大したと。その第1号として、介護分野が付け加えられた。

したがって、これは基本的には本国への技能移転が主でございまして、本国に帰ることが前提になっておりますが、今般の法改正によりまして、在留資格介護もしくは特定技能に3年経過時に移行することによって、他の在留資格に移行することによって、技能実習から最大5年までいられないものが、もっと長くいることが可能になるということになります。

それから特定技能、これは明らかに政府として今回、我が国における人手不足対応のための一定の外国人を受け入れるということで、左3つに比べまして、相当簡素な仕組みで入れるということでございます。

逆に言いますと、このような形で様々な形で外国人が入ってくる。それが現場にいるということになるわけなので、その現場の人材マネジメントというのが、これから課題になってくるということでございます。

(資料17ページ目～19ページ目の説明) ちなみに、この介護技能実習評価試験、これは介護技能実習前後におきまして、入国後1年後、3年後、5年後におきまして、それぞれ移転すべき技能が習得されたかどうかについて、試験を行うことが制度上、義務付けられておきまして、私どもがこの介護技能実習評価試験の試験実施機関になっているとい

うことで、今回、このようなご説明をさせていただいているところでございます。詳細は、またお読みいただければと思います。さらには、私どものホームページ等でも出ておりますので。

(資料20ページ目の説明) こういう労働力制約が高まる中での厚生労働省の方の「医療・福祉サービス改革プラン」についてですが、(資料21ページ目の説明) これは厚生労働省の資料でございますが、一つにはデータヘルス改革ということで、マンパワー中心の介護分野について、その生産性を上げたり、また効率化を図るために、ロボット・AI・ICT等の実用化促進をしていくということが一つでございます。

その右側、組織マネジメント改革ということで、これは全体として人をきちんと効率よく動かしていくという組織マネジメントの考え方が、この分野においてはなかなか機能していなかったということから、これについても改革をしていく必要がある。

それから、タスクシフティングを担う人材の育成ということで、こちらは業務分担の見直しということで、従来、専門職を中心として構築されております、この分野において、資格がなくても業務を分担することによって、労働負担を軽減させていこうというような取組。

(資料22ページ目の説明) それから、中小・零細が非常に多い経営という観点で見れば、相当なかなか難しい状況にある中であって、既に企業の方は大規模化、共同化みたいなものが進んで、M&Aも進んでいるわけでございますけれども、医療法人、社会福祉法人、それぞれのこの分野を担ってきた法人主体について、経営の効率化というものをどう求めていくかということになります。それから、総合的な介護人材確保対策として、左側がこれまでの主な取組、そして右側がこれから更に講じていく必要な対策ということですが、ここで一つの問題提起をしたいのは、従来、我が国において介護報酬改定等によりまして、左側の上でございますが、介護職員の処遇改善ということに今重きを置いて、全産業的な平均に近付けるということで、介護分野の処遇改善を行ってまいりました。

ただ、賃金が上がれば、じゃあ、労働力は確保できるかということについて言うと、私どもの関係しております民間企業においても、民間でございますから相当高く設定をせざるを得ない状況ですが、それでもやはり集まらない、それから維持されない。いわゆるやめてしまうというようなことがございますので、これは単に処遇改善というのは賃金だけの問題ではないということだろうと思っております。

それから、離職防止定着促進という観点から、介護ロボット・ICTの活用促進が謳わ

れているわけでございますけれども、介護ロボットの検討にも関わっておりますが、まず我が国は、基本的に介護行為そのものが標準化されておられませんので、こういう言い方をすると少し誤解があるんですが、介護福祉士という国家資格がございますが、介護行為そのものがきちんと標準化されているかということ、そうはなっていないで、相変わらず経験と勘に基づく知識と技術の蓄積が個々人によって違うということで、実は標準化されていないことが非常に大きな問題になっております。

介護キャリア段位は、前回のこの審議会でも申し上げたように、これを共通の物差しとして評価基準を構築しておりますが、これを実施してもう6年以上経つわけですが、後で紹介しますが、このデータの分析を見ても、やはり標準化が進んでいないということが事実として上がってきていると。少し時間の関係で進めますが、介護ロボットにつきましては、現在、経済産業省と厚生労働省とでそれぞれ開発が経産省、それから介護現場への適用または実証、それから評価といったところが厚労省ということで、特にここに掲げております部分について、赤字の枠が今度新たに加わっているところでございますけれども、非常に幅広く開発が進められているということでございます。

(資料24ページ目～25ページ目の説明) それから、介護事業所における生産性向上ということで、業務改善のような取組に対する補助とか、それからそれに伴うガイドラインの作成等を厚生労働省として進めているところでございます。

(資料26ページ目の説明) それから、文書量半減の取組として、医療介護とも非常に文書が多いということが指摘されていまして、特に問題になるのは、地方分権で自治体ごとに管理することになっておりますが、これによってローカルルールが非常に蔓延化して、同じ書類なのにうちの自治体の書式じゃなきゃだめだみたいな形で、今日的なICTの社会にあって、非常に文書についてはかえって手間が増えているというような状況がございますので、これをどう半減させていくかみたいなところを進めているといったことがございます。

(資料27ページ目の説明) 取組事例の一つとして、キャリア段位についてですが、仕組みについては先回ご説明をいたしましたので、状況だけ言いますと、(資料28ページ目の説明) アセッサーと言われる評価者については、東京都がやはり一番多くて3,592名。(資料29ページ目の説明) これはサービス種別でございますけれども、特養、老健、訪問介護、通所介護などがやはり多くなってございます。(資料30ページ目の説明) 都道府県別で見ますと、東京が圧倒的に多くて3,592人でございます。

(資料3 1 ページ目の説明) それから、実際のレベル認定を行ったものについても、このような状況で、一応、伸びてきているわけですが、(資料3 2 ページ目の説明) サービス種別で言いましても、先程のアセッサーと同じように特養、老健、訪問介護、通所介護等が多くなってございます。(資料3 3 ページ目の説明) 都道府県別で見ても、東京都。東京都につきましては、キャリアアップの仕組みの一環として、キャリア段位に対してご理解をいただいて支援もしていただいているということもございまして、非常に多く伸びているところでございます。

(資料3 4 ページ目の説明) このキャリア段位制度でございますが、まずこのサイクルでございますけども、期首評価ということで、これはキャリア段位に取り組む前に、いわゆる自己評価を行う、そしてアセッサーと言われる人から他者評価を受けて、そして自分の実際の現状がどういうスキルの実態かというところを一旦期首で評価をし、そしてできない項目について、アセッサーがいわゆるマンツーマンで指導して、途中で評価をしてできるようになって期末評価をしていくということになるわけですが、(資料3 5 ページ目の説明) このシステムで回すときの、先程のグラフのプロセスの期首、いわゆるキャリア段位に取り組む前の状況がどうかということをも、9, 0 0 0 件ほどのデータから分析したものです。縦軸が、キャリア段位の評価項目、右側がこのグラフは青が初任者研修修了者、緑が実務者研修修了者、右側の赤が介護福祉士、職能の資格の違いによって比較したものですけれども。

ご覧いただくと分かるんですが、真ん中より下の方に赤い部分が増えています。これは色が赤くなればなるほどできない率が高いというグラフでございまして、白に近ければ近いほどできるということになっているわけですが、ご覧いただくと、三つの職種に対して、基本介護技術はほぼほぼできているんですけれども、その下、例えば利用者視点での評価に掲げてあるような各項目ですとか、地域包括ケアシステムやリーダーシップといったような項目については、全ての職種においてできていない比率が非常に高い。これは逆を言いますと、我が国の介護職の養成が基本的な介護技術のみに偏ってきたということの表われでもあらうかと思えます。

(資料3 6 ページ目～3 8 ページ目の説明) これをそれぞれの資格ごとに、今度は横軸が経験年数で見たものでございますけれども、これが初任者研修、ちょっと比較で見てもらうために、一旦流しますが、初任者研修、次が実務者研修、次が介護福祉士。ご覧いただくと分かると思うんですが、基本介護技術のところは、ほぼほぼどの資格でもできてい

るんですけども、下の方ですね、いわゆる介護保険が創設された以降に、介護職に新たに加わってきているスキルといったものについては、右側20年を経た介護職であってもできていないということがございます。これは、初任者研修、実務者研修、介護福祉士。介護福祉士は、さすがにできていない率は、他の資格から比べると、低くはなりますけども、やはり介護福祉士においても、地域包括ケアシステムのところなどをご覧いただくと、赤いところが非常に多いと。

これは、まさにこれまで筒井先生や高橋先生にも大変ご協力をいただいて、このようなデータ解析をさせていただいているわけですが、やはり我が国が介護の基本技術に偏っているんなら、先程申し上げたとおりですが、経験則の中で、それをフォローアップする、いわゆる指導していくスキームが我が国の場合なくて、これをどう構築していくかというのが、個々人の介護職種のスキルをどう上げていくかということにつながるんだろうというふうに考えております。

(資料39ページ目の説明) それを受けて、先進事例を一つ紹介ということでございましたので、武蔵野市が今年度からスタートをいたしました、武蔵野市地域包括ケア人材育成センターが創設されましたので、私は武蔵野市の市民でありますし、今回、まず武蔵野市の長期計画の策定委員を拝命しておりますので、その中で、これに関わっているわけですけども、これまでの人材育成というのが単に資格を取得するための人材育成ではなくて、それを多方面から支援をするための取組として、武蔵野市の場合には、「活かす」、「育てる」、「つなぐ」、「支える」というようなキーワードで、ここに掲げているような包括的に人材を支援していく。育成からその支援をしていくというような4つの機能を包括的に取り組んでいるということが始まっているということにおいて、実際例ということでお示しをしたところでございます。

以上が、私からの今日は問題提起も含めての発表ということでございましたので、いくつかのデータをお示ししながら問題提起をさせていただこうと思っているわけですけども。最初のページに書きましたように、特に人口減少社会の中での現役世代の急減に伴う対応を都としてもどう考えていくか。

東京都の場合、実は名古屋圏、大阪圏と比べて人口流入がいまだに東京一極集中で、人口流入が増えておりますので、東京に人が集まってきているんですけども、実は東京の介護現場も非常に人材が集まらない。人が多く流入するのに、介護現場でも人が足りない。

これは、一つは、やはり東京の場合、多様な職種がございますので、働く場がそれだけ

広がりますので、その分、他の産業分野の方に流れていってしまっているということだろうと思います。

それから、外国人の関係でございますけれども、外国人は先程ご覧いただいたように、多様にといいか、とにかく安倍政権の場合、入れることが前提で、急激に制度を改正して、矢継ぎ早に門戸を開いたわけでございますけれども、これから 29 年に制度改正されて、それに伴って外国人の流入が始まっている状況でございます。

既に、半年以上たって、試験も始まっているわけでございますが、現場における外国人材の対応というのは、介護現場に外国人を働いていただくということだけではなくて、生活文化が違う人たち、価値観も違う人たちが入ってきますので、まさに先程来議論になっております、「共生」という問題に対して、外国人材ともいかに共生を図っていくかということも一つの大きな課題になってこようかと思っております。

すみません、時間がまいりましたので、発表は以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、予定の時間が 12 時半までになっておりますので、今の久留委員のご報告も踏まえてディスカッションをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○秋山委員 介護労働の分野のデータ等を示していただいて、大変参考になりました。その前からの議論のところで、先程松田委員の発表も室田さんの発表もなんですけど、「居場所」がまずあって、その居場所が相談の窓口でもあることが重要と私は思います。

そして、それがあちこちにあって、それぞれをつなげていかないと、地域が活性化していかない。それを実際に戸山ハイツの中で、「暮らしの保健室」というところでやっていると、2025年問題と言われる後期高齢者の団塊の世代の方たちが、どうせ俺らは世話してもらえない時代の塊なんだから、何とかしなくちゃと、自分たちで何とかしようとし始めている。つまり、人を助けるという視点ではなくて、自分たちの地域がもう人に頼ってられないから、自分たち自身が当事者意識を本当に持ち始めている。そこからリーダー役がおのずと出現し、その人たちの相談するところがあって、その地域ニーズの抽出を行っていったら、新たなリーダーが生まれてきて、そしてそのリーダーたちが当事者意識を持ち始める。それが他人にというよりも結果としては他人のためになっているんだけど、自分のためにやるんだというふうな意識で始まった。今、総合事業Bまでをやるところまで至り、より元気に暮らしていくことが、つまりは地域の中で自分たちが生き抜いて

いく、その手がかりをつくるんだというふうにいっているわけです。

なので、確かに悲観的な情報を広報して危機意識を持つことも大事なのだけれども、触媒役があって、つなげていけば、全くできないことはないというのを私は実践の現場からも、先程たくさん事例を挙げていただきましたけど、見てきてまさにそのとおりでなというふうに思いました。

それともう一つ。豊洲でがん患者と家族のための新しい相談支援の施設のマギーズ東京というのをやっているんですけども、そこも予約がなくいつでも行けるという、常設しているというそこがとても大事なところで、相談が窓口があることで不安が大分軽減していくわけですね。

そして、そこにすごく仕事を頑張ってやってきた女性の集まりのところの代表の方が来られて、自分たちは頑張って、頑張って総合職等々も含めて働いてきた。そして、年金をたくさんもらえる、そういう世代になった。一人で頑張ってきた。今さら家族が云々とか言われても、自分たちは自分たちを自衛しないといけないからといって、その後の介護が必要になったとき、葬式を出さなきゃいけないとき、お墓をどうするかも含めて、自衛というか自助の組織をつくり上げていて、その方たちはある程度のお金をお持ちなので、とても素敵な集まりになっています。

制度の枠を外れた状態のところでもカバーができるようにするには、ある程度、お金を出し合う。つまりは地縁とかを越えた、同じニーズを持った人たちが集まって、そのつながりをつくっていくという、また新たな動きだと思うんですね。

中身はとても素晴らしいというか、ちょっとおしゃれな感じで、やっぱりこれからはとっても困っているからだけではなく、もちろんそこは子供の貧困の対策も含めてですが、とても生活保護が増えていますし、とても大事なんだけど、一方で、集う場所とか、創造する場所とか、そういう場所はちょっとおしゃれで楽しくなければ続かないので、ボランティアを育成するにしても、そういう要素はいるんですよ。

だから、これまでの感覚とは違う、様々な事業というか、そういうものを組み立てていかなきゃいけない、今の団塊の世代が後期高齢になる2025年、それを過ぎて逆ピラミッドになる2040年に向かって、誰も助け手がいなくなったら、予防するしかないじゃないかと。

高福祉国家で今まできたデンマークやオランダが、予防に確実にシフトしてしまっていて、そして最後は病院で迎えたらケア自体もとても大変だし、お金も人もかかるから、ケアの

ところで食い止めて、入院をさせないという、そういうことでデンマークの訪問看護の人たちは頑張っているというのを聞いていますし、実際、そうなっている。やっぱり、ちょっと見方を変えていかないといけないのではないかと。

それと、当事者は、本当に当事者の力がついてきた。そして、その人たちは意見をちゃんと述べる。その人たちに対して、やっぱりきちんと向き合っていないと、この大都会を、血縁はもう頼れないし、地縁だっってちょっとという状態だから、新たな地縁をどうつなぐかという、そこだと思うんですね。入り口がないとそれはできない、触媒がないとできない。そこをもう少し具体化していく必要があるんじゃないかなというふうに思いました。

○小林分科会長 ありがとうございます。先程の栗田委員の、それから山田委員のご発言もそうでしたが、ある程度落ち込むところまで落ち込んでから、そこから何か住民自身が当事者性を感じて動き出すのだという、この認識も非常に重要な、全体のビジョンを考えるときにとても重要なポイントになるのではないかと思います。これをどのように検討会報告に活かすかは大問題ですが、現在のコミュニティも、これまでのコミュニティではないコミュニティですし、それから、色々な取組が専門職によって行われているしということもあり、そちらの方にも目を向けようというご提案だったかと思います。

ちょっと私から久留委員のご報告への感想と質問をさせていただきます。

例えば高齢者にしても、外国人にしても、それから女性にしても、結局、ある程度業務の標準化ができていれば、割と安心して介護業務の中に入っていけるということでしょうか。ただ、表の下の方のマネジメントだとか、地域になってくると、これはなかなか難しいということのように思います。

介護の標準化、あるいはそれを通じた資格化への対応が必要で、それをもう少し普遍化、標準化することによって、介護領域に入ってきやすくするということが、一つの方向としてはあるということでしょうか。

コミュニティの話はちょっと違うことになりましたが、そういう何か介護の標準化、資格化、あるいはある種の普遍化によって解決できる部分があるのではないかとということが、今日のお話の趣旨でよろしいのかというご質問です。

○久留委員 ありがとうございます。介護は、よく医療と比較をされますが、医療はどちらかというと専門分化を進めてまいりました。介護、今、それが中途半端になっていて、介護職というくくりなんですけど、認知症ケアとか、様々な場面に介護職が配置されるよ

うになってきていますが、それぞれの場面における専門性とか、標準化はできていないのが現状なので、まずそこは一つ進めていく必要があるかと思えます。

在宅ですとか、各種施設、医療機関、認知症の施設、リハビリ関係とか、様々なところに介護の現場がございますので、外国人技能実習をやり始めて、非常に痛切に感じておりますので、入国してから配置される現場は、今まで私どもが考えていた特養、老健だけではないんですね。病院にも行きます。特に精神科の病院なんかにも要介護者が大量にいらっしゃいますので。そういったところにおける介護といたら、環境が全く違う中で介護ケアをやっていかなきゃいけない。そこで専門性をどうするかということがあります。

一方において、労働力として足りなくなるということを考えると、専門的なスキルを持った人はより専門的な部分で頑張っていただくとして、例えばお掃除ですとか、洗濯とか、そういうような生活を支える部分の仕事はどうするかというのが、やはり役割分担としてどう考えていくかというのは、これから出てこようかと思えます。

そこに技術として、技術の代替としてロボットやそういったものが入っていくというのもあろうかと思えます。

それから、専門性の向上といったときに、これもキャリア段位を通して分かっていることは、キャリアパス、それを上がっていくキャリアラダーを考えたときの評価軸が非常になくて、筒井先生、高橋先生にご協力もいただいて、キャリア段位というのが一つの基準としてできていますけど、いまだに施設、事業所の中では、その評価の軸が全然ばらばらで。例えば施設長の言うことを聞く人が上がっていくみたいなどころもあって、なかなかそういう中では労働の流動性を考えたときに、きちんとした共通の物差しとして評価される軸がないと、なかなかこれからの若い方々がこの分野に入っていったときに評価というのが、どうもそれになじまない形で、むしろ離れていってしまうのではないかという危惧を持っています。

○小林分科会長 要するに、標準化ということと、専門化というのは違うのではないかなという気がしたのですが。

どうぞ。

○筒井委員 キャリア段位制度は、込み入った設計になっておりまして、理解を深めるために、いくつか操作的概念的なものがあるので、紹介させていただきます。

介護サービスというのは、サービスの価値として、次に申し上げる3つの価値の概念を想定しています、「提供型価値」、「適応型価値」、「共創的価値」です。

提供型価値というのは、いわゆる製品を思い出していただきたいのですが、例えば、パソコンですと、このパソコンを買う人というのは、ある程度、このパソコンが、どのようなことができるかということを知っていて、つまり製品として価値を認識してこれを買っていますね。このように売る側が、買い手の使い方などをある程度、想定した価値を事前に提供するような考え方に基づくものを提供型価値といいます。

次の適応型価値というのは、例えば、美容院で美容師さんに髪を切ってもらおうというサービスを買うときに、客は、大体、こういうふうにしてということを使うわけですが、このサービス提供の途中で、最初、お願いしたよりも、もう少し短くした方が良さそうだと思うと、この最初のオーダーを修正したオーダーを出します。美容師さんは、この客の再度のオーダーに応えようとするわけですが、こういった事前に想定していた内容を超えて提供されるサービスの価値を適応型価値といいます。

今、説明した、提供型価値と適応型価値の2つの価値のサービスを考えていただいて、先程介護キャリア段位制度において、介護サービスに求めている価値というのは、特に基礎的介護技術については、提供型価値なんです。

先程、久留委員が説明した図において、赤い所が多いのは、実は適応型価値が高いサービスの達成率です。これは、相手、つまり利用者に対して、どう対応するかということマニュアルはあっても、現場、現場で変わってくる人が多いので、それをどう評価するかは、現場の提供過程においてでしかできないということです。したがって、OJTが現場に根付いていないとこの評価はできないということになります。

今回のビジョンの設定の時に、ぜひ委員長にお願いしたいのは、先程の社協の話も、秋山先生の話も同じですが、拠点をたくさんつくるといことは、大事だと思うのですが、これらの拠点によって、東京都民のどのくらいカバーされるのかというカバー率の問題を明確にすべきであるということ、それから、先程、お話しした介護サービスの価値には実は、3つあるというふうに申し上げた最後の価値というのが、共創的価値というもので、この共創的価値に関しての取組を政策に入れていただきたいということです。

この共創的価値とは、例えば、介護の現場では、より自立支援の専門性が高い介護者がいると、利用者が自分でこれをやってみよう、あるいは、自立するためにどうすればいいのかと自分で考えるといった当事者性を高めるといったことが起こります。すなわち、適応型価値を超えたサービスとなる場合があります。

これは、きっかけは、自立支援の動機付けがうまく提供者がいるということでしょうが、

実際に、サービスの本体を変化させるのは、提供者だけでなく、利用者が自律的に参加して、提供者と協働していくということがないと生まれないサービスといえます。

おそらく、先生方がおっしゃっておられるのは、東京に必要なのは、適応型価値の上をいく共創型価値、当事者性を高めるための仕組みということであると思います。多くの先生方の今日のご意見は、当事者性を高めるというのは専門家しかできないのではない。当事者同士でできる可能性がある、そういう話を先程、秋山先生はおっしゃっていて、その当事者性を高めるための仕組みというのを、ぜひ提案していただくために、基礎データとして、今までの拠点のカバー率とか、それから適用率というのをちょっと東京都から提出していただけないのか、もし、データとして、出していただけるものがあれば出していただくと、次回までに少し議論ができるんじゃないかと思います。

○小林分科会長 もしかしたら、可能かもしれない。相談という仕組みを入れることで意味が違っていくわけですね。今、色々な地域の動きもありましたし、施設の方の動きもありました。色々なご説明をいただきましたので、ぜひこれをまたベースにして、次の検討会につなげていきたいと思います。

12時30分になってしまいますので、すみませんが、本件で発言されたい方がたくさんおられるかと思いますが、今日はこれで閉会させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、どうぞ、事務局の方で。

○森田企画政策課長 事務連絡が何点かございます。

本日は、熱心なご議論、誠にありがとうございました。

次回、第2回の検討分科会でございますけれども、6月24日の月曜日、午前10時から、本日と同じ会場で開催を予定してございます。詳細は、後日お送りする開催通知をご確認いただければと思います。

また、本日、紙で配付いたしました資料と、あと参考資料としてお配りしております冊子のうち、東京の福祉保健と、あと分野別取組の2冊でございますけれども、そのまま机の上に置いていただければ、後ほど郵送させていただきます。

また、委員の発表資料、電子データでございましたけれども、紙でお持ち帰りしたいと、又は郵送でお送りいただきたいというようなご希望がありましたら、対応させていただきますので、受付の方にお申し付けください。

なお、青色のファイルの基礎資料と、あと既に皆様にお配りしております、第20期の

意見具申の冊子につきましては、また次回以降も机上に配付させていただきたいと思いますので、回収させていただきます。

また、委員の皆様お持ちの青色の一時通行証でございますけれども、1階のエレベーターを降りた後、カードゲートに併設されてございます回収機にご返却をいただきまして、ゲートを通過してください。

また、お車でお越しいただいた方につきましては、駐車券をお渡しいたしますので、受付までお声がけをお願いします。

事務局からは以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、これで閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。

(午後12時32分 閉会)